

新町建設計画

小さな田舎まちからの発信



平成25年9月改正

飯南合併協議会

《目次》

I. 序	1
1. 合併の必要性	1
2. 計画策定の方針	2
II. 新町の概要	3
1. 位置と地勢	3
2. 歴史	4
3. 人口・世帯	5
4. 産業	7
III. 主要指標の見通し	8
1. 人口	8
2. 世帯数	8
3. 年齢別人口	8
IV. 新町建設の基本方針	10
1. 新町建設の基本理念	10
2. まちづくりの視点	11
3. 新町の将来像	13
4. 基本方針	15
V. 主要施策	18
1. 豊かな自然を活かした交流が生まれるまち	18
2. 地域を支える産業を創出するまち	22
3. 快適で安心できる住みよいまち	26
4. 住民相互が支え合うみんなにやさしいまち	30
5. 心豊かで創造性あふれる人材を育てるまち	34
6. 住民の自立（律）と行政との協働で運営するまち	38
7. 重点プロジェクト	41
VI. 新町における島根県事業の推進	49
1. 県事業の推進	49
2. 新町における県事業	49
VII. 公共施設等の統合整備	50
VIII. 財政計画	51
1. 総論	51
2. 策定方法	51

I. 序

1. 合併の必要性

(1) 地方分権の推進への対応

地方分権が推進されると、市町村が自らの考えで個性豊かなまちづくりができる一方、地域経営を行うにふさわしい市町村の行財政能力が求められることとなります。また、市町村への権限委譲が進めば、これに対応する財源や人材の確保が求められます。

地方分権や新たな行政課題に的確に対応していくための行政基盤の整備が必要です。

(2) 日常生活圏の広域化への対応

交通・通信手段の発達により、通勤・通学や買物など、人々の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大しています。

市町村の区域についても、住民生活圏や経済活動の範囲など、時代の要請に応じて見直す必要があります。

(3) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

少子高齢化社会の到来やライフスタイルが変化する中で、市町村に求められる行政ニーズは多様化し、高度化してきています。

これらのニーズに的確に対応するために、施設の広域的な利用や行政機構の整備や専門的な人材の確保が必要です。

(4) 効率的行財政運営に向けての対応

国、地方とも厳しい財政状況の中、住民に対する行政サービスを充実させ、将来にわたって安定的に供給できるように行財政基盤を強化する必要があります。

地域の実情を踏まえた、効率的な行財政運営による地域づくりが必要です。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、頓原町・赤来町 2 町の合併後に新町を建設していくための基本方針を定め、これに基づく計画的な施策及び主要事業を定めてその実現を図ることにより、2 町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るものです。

なお、新町の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新町において策定する基本構想、基本計画などに委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、合併後のまちづくりを進めていくための「新町建設の基本方針」、基本方針を実現するための「主要施策」、「新町における島根県事業の推進」、「公共施設等の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画の対象期間は、合併後 15 年の期間とし、平成 31 年度までとします。

(4) その他

新町の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

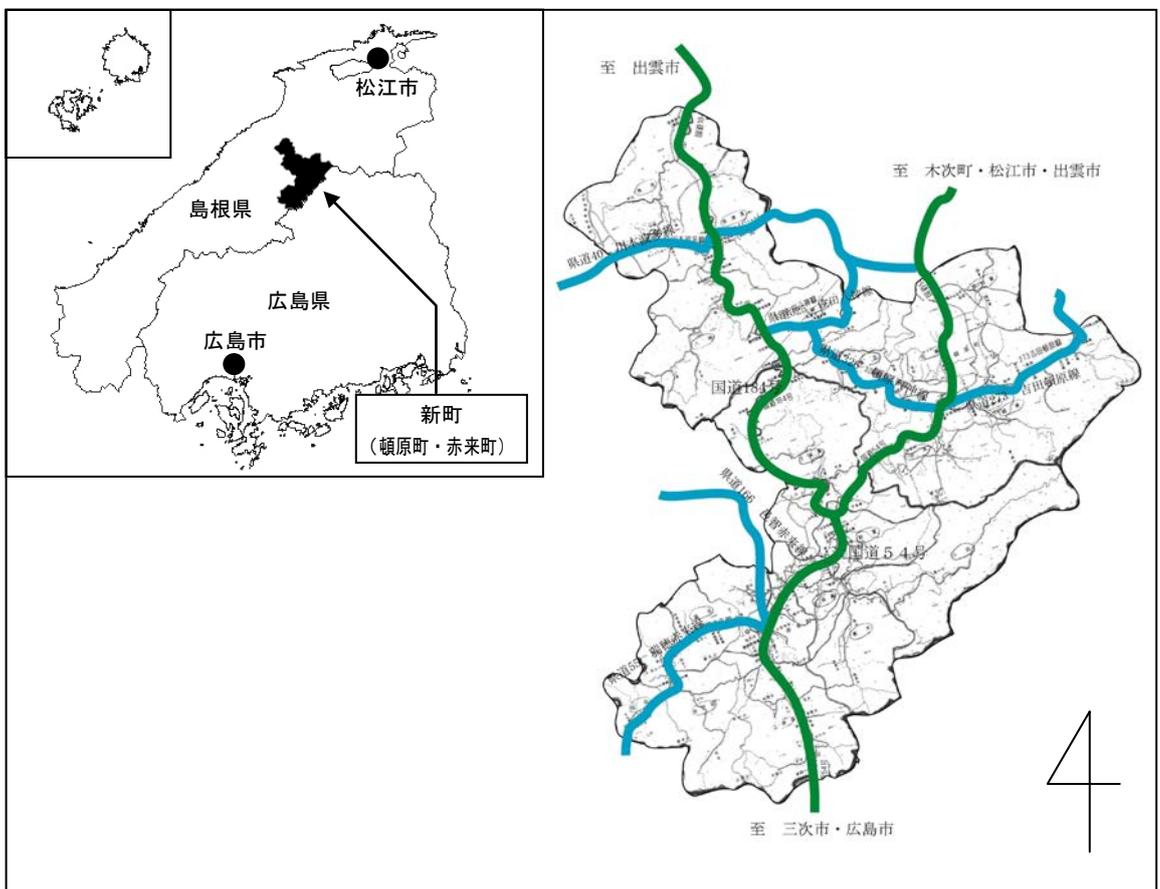
Ⅱ. 新町の概要

1. 位置と地勢

新町は、松江市と広島市とを結ぶ中間にあり、島根県の南側の玄関に位置しています。北西には国立公園三瓶山があり、みどり豊かな自然に囲まれた地域です。

また、中国山地の脊梁部に位置し、大万木山をはじめ標高 1,000m前後の山々に囲まれた山間高冷地帯です。神戸川水系の源流地域（一部地域は斐伊川、江の川水系）となっており、耕地がその流域に開けています。

■ 新町の位置



2. 歴史

(1) 歴史

この地域では、縄文時代から近世にかけての貴重な遺物が発見されており、太古からの人々の生活の跡がうかがえます。

「出雲国風土記」によると、飯石郡には「あわせて郷七」とあり、新町の区域は来島郷、波多郷の二郷に属していたと思われます。

天文年間から永禄年間にかけては、出雲の守護職尼子氏と隣国毛利氏との戦いの激戦地となりました。江戸時代には広瀬藩陣屋が設置され、奥飯石 21 か村の政治・経済・文化の中心地として、また陰陽の宿場町として栄えました。産業面では、たたら製鉄や良質米の産地として知られました。

また、出雲、石見、備後の三国にまたがる陰陽交通の関門として、中国山地の要衝として古くから開発され、大森銀山からの幕府の銀銅の輸送や石州の海辺から備後へ魚類等の輸送が盛んに行われました。

(2) 合併の経緯

① 頓原町

明治 22 年町制の施行とともに頓原村、佐見村、花栗村、都加賀村、長谷村が「頓原村」に、獅子村、八神村、志津見村、角井村が「志々村」となりました。

その後、昭和 24 年に頓原村は「頓原町」に改称、昭和 32 年町村合併促進法に基づいて、頓原町と志々村が合併し、「頓原町」として現在に至っています。

② 赤来町

明治 22 年町制の施行とともに赤名町、上赤名村、下赤名村が合併して「赤名村」に、小田村、真木村、上来島村、野萱村、下来島村が合併して「来島村」に、塩谷村、井戸谷村、畑田村が合併して「谷村」となりました。

その後、昭和 9 年に赤名村は「赤名町」に改称、昭和 28 年に赤名町と谷村が合併し、昭和 32 年町村合併促進法に基づいて、赤名町と来島村が合併し、「赤来町」として現在に至っています。

3. 人口・世帯

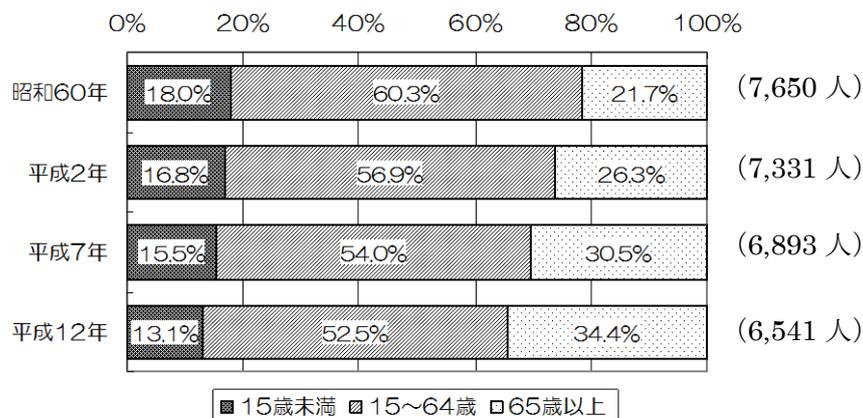
(1) 人口

2町の人口は、平成12年の国勢調査では6,541人となっています。これは昭和30年の14,802人と比較して、2分の1以下に減少しています。

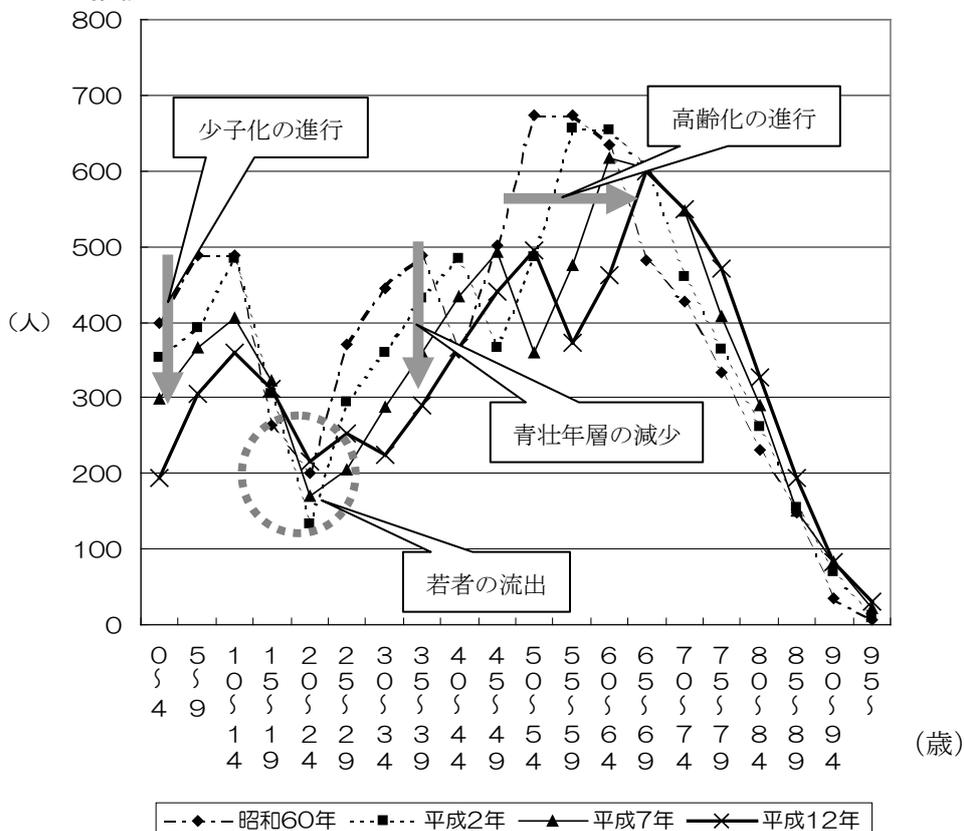
年齢3区分別の人口割合は、平成12年の国勢調査では15歳未満が13.1%、15～64歳が52.5%、65歳以上が34.4%で、年々少子・高齢化が進行しています。

人口構成の変化を5歳階級別人口で見ると、少子・高齢化が進行していることや青壮年層が減少し続けていること、若者の流出が続いていることがわかります。

■ 年齢3区分別人口の推移



■ 5歳階級別人口の推移



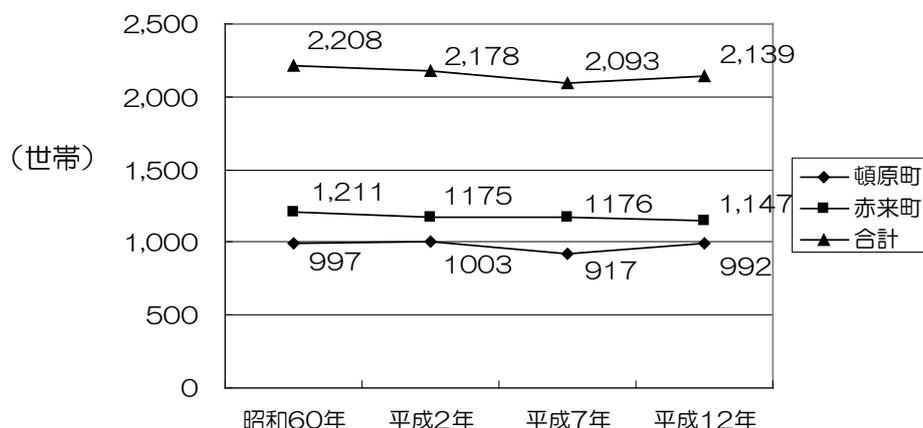
(2) 世帯

2町の世帯数は、平成12年の国勢調査で2,139世帯となっています。近年の傾向は横ばいからやや減少傾向にあります。平成7年から平成12年の間は微増しています。

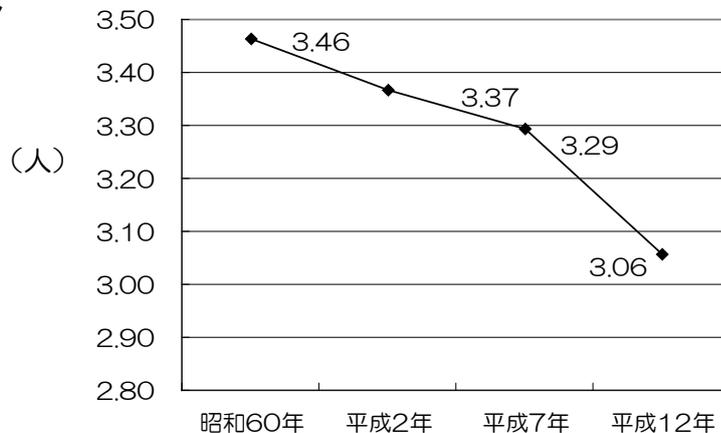
世帯規模（世帯あたり人員）は減少しつづけており、昭和60年から平成12年の15年間で0.4人／世帯の減少となっています。

また、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯をあわせた高齢者世帯は、平成12年の国勢調査で541世帯となっており、昭和60年から平成12年の15年間で概ね倍増しています。

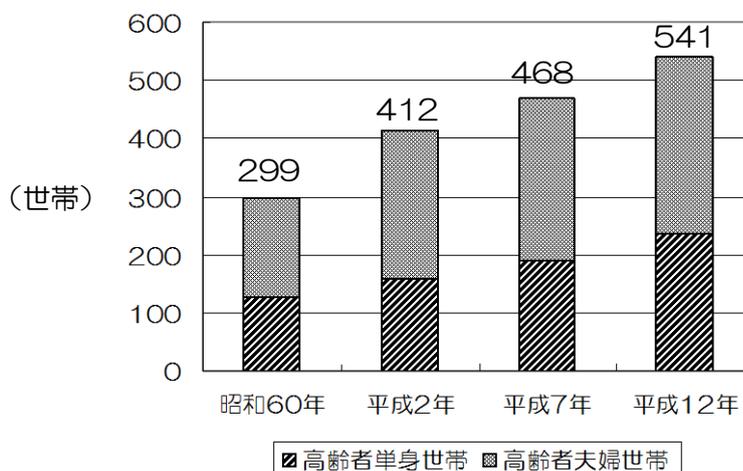
■ 世帯数の推移



■ 世帯あたり人員の推移



■ 高齢者世帯の推移



4. 産業

(1) 農林業

県下一の「良質米」の産地としての水稻と全国に名が知れた「島根和牛の本場」に代表される和牛生産により現在の農業が築かれてきました。近年ではメロン・ほうれん草・やまといもなどの特産園芸作物も栽培されています。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、農業の衰退がみられます。

また、林業については、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化など状況は厳しいものがありますが、一方で、森林の公益的で多様な機能の保全が求められています。

(2) 商工業

昔からの通り沿いに形成されてきた商業地は、営業している商店が少なくなり、商店街としての形態をなしていないのが実情です。近年、新たな店舗は国道 54 号沿道に立地しています。頓原地区の中心部では、中心市街地活性化計画及びTMO構想が策定されています。

また、工業については、これまでにいくつかの誘致企業がありましたが、昨今の日本経済の構造不況のなかにあって、事業所数や従業員数も減少傾向にあります。工業を取り巻く環境は厳しい状況下にはありますが、地域特性を活かした既存立地企業の規模拡大や新たな企業立地が望まれます。

(3) 観光

地域には、大万木山、沖の郷山、琴引山、三瓶山、女亀山などの豊かな自然や琴引フォレストパーク、東三瓶フラワーバレー、赤名観光ぼたん園、県民の森、赤来高原スキー場などの交流施設など多くの観光資源があります。しかしながら、観光入り込み客数は減少傾向にあります。

Ⅲ. 主要指標の見通し

1. 人口

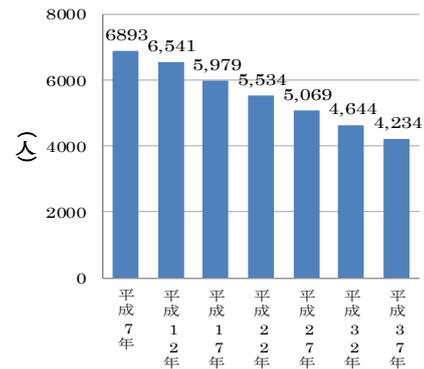
● 人口は、今後とも減少傾向が続くものと見込まれます。

人口の見通し	平成 27 年	平成 37 年
	5,100 人	4,300 人

将来人口について、平成 17 年と平成 22 年の国勢調査による人口の実数値をもとに、※コーホート変化率法によって推計すると、人口は、今後とも減少が続き、平成 27 年には 5,069 人、平成 37 年には 4,234 人と算定されます。

そこで、ここでは合併後 10 年後の人口総数の見通しを 5,100 人、20 年後の見通しを 4,300 人と想定します。

■ 人口の推計



2. 世帯数

● 世帯数は、わずかながら減少するものと見込まれます。

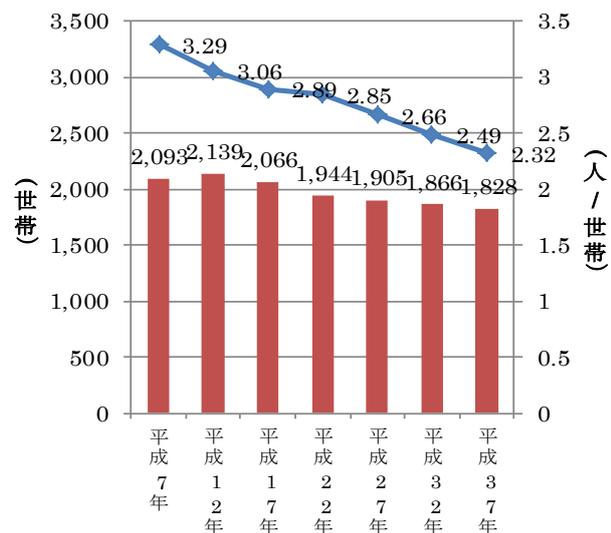
世帯数の見通し	平成 27 年	平成 37 年
	1,910 世帯	1,830 世帯

将来世帯数について、平成 17 年と平成 22 年の国勢調査による世帯数をもとに、数学的手法によって推計すると、世帯数は、わずかながら減少を続け、平成 27 年には 1,905 世帯、平成 37 年には 1,828 世帯と算定されます。

そこで、ここでは合併後 10 年後の世帯数の見通しを 1,910 世帯、20 年後の見通しを 1,830 世帯と想定します。

世帯人員は、平成 17 年には 3.0 人/世帯を下回り、平成 27 年には 2.7 人/世帯、平成 37 年には 2.3 人/世帯と算定されます。

■ 世帯数の推計



※ コーホート変化率法 …… コーホートとは同じ年 (又は同じ期間) に生まれた人々の集団のことを指し、コーホート変化率法とは各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

3. 年齢別人口

- 少子・高齢化が今後とも進行し、年齢3区分別人口比率においても65歳以上の比率が次第に高くなると見込まれます。

年齢別人口 の見通し (比率)	区分	平成27年	平成37年
	0～14歳	530人 (10.4%)	420人 (9.9%)
	15～64歳	2,380人 (46.9%)	1,860人 (43.9%)
	65歳以上	2,170人 (42.7%)	1,960人 (46.2%)

将来の年齢3区分別人口について、前記のコホート変化率法による人口推計をもとに、推計すると、各年齢区分ともに減少すると思われま。

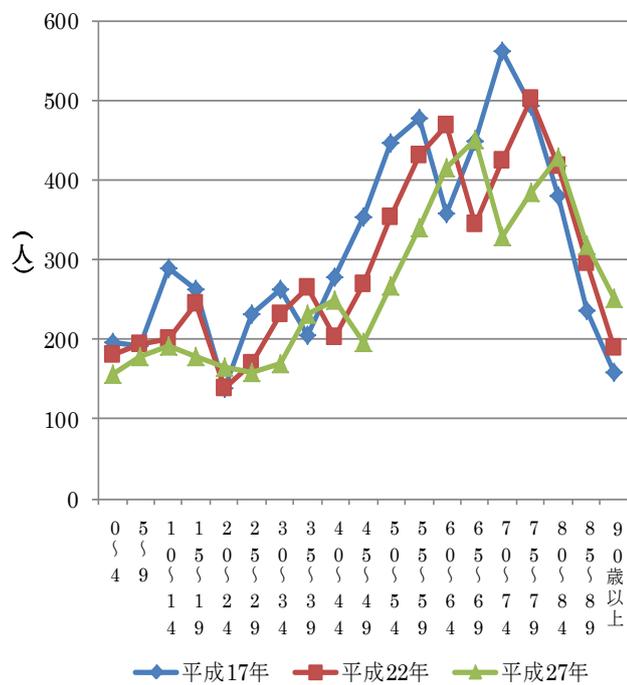
0～14歳は、平成27年には528人、平成37年には413人と算定されます。

15～64歳は、平成27年には2,377人、平成37年には1,860人と算定されます。

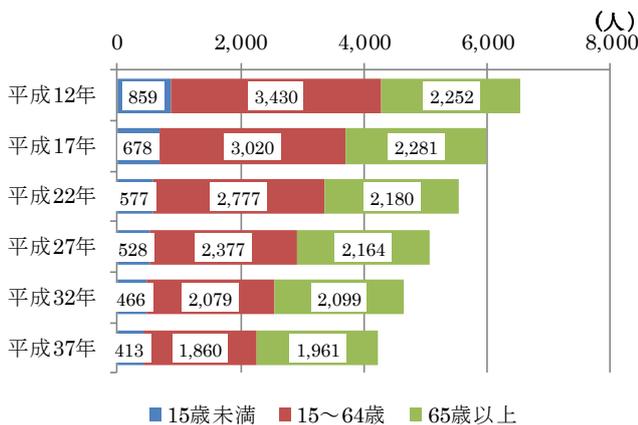
65歳以上は、平成27年には2,164人、平成37年には1,961人と算定されます。

そこで、ここでは合併後10年後、20年後の年齢3区分別人口の見通しを上表のとおり想定します。

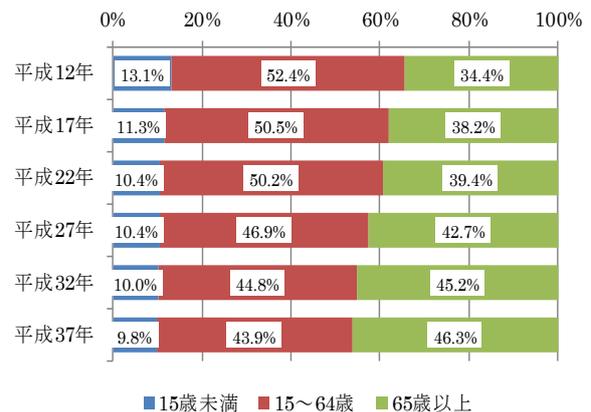
■ 5歳階級別の人口推計



■ 年齢3区分別人口



■ 年齢3区分別人口の比率



IV. 新町建設の基本方針

1. 新町建設の基本理念

私たちは、小さな^{まち}田舎からの「生命地域」宣言を基本理念に、豊かな自然を活かしたまち、安心して暮らせるまち、住民の参画によって育てるまちをめざして、まちづくりを進めます。

小さな^{まち}田舎からの

「生命地域」宣言

～ 里山再生 ～

「生命地域」としての里山

中国山地の中央に位置する山々、神戸川の源流、斐伊川・江の川へ注ぐ清流。わたしたちのまちは、まさに「生命地域」、里山と呼びます。

里山でつくられる水と食べ物

ブナ林をはじめとする広葉樹林を残すことによって、きれいで豊富な水がつけられます。さらに、環境に配慮した農業を営むことにより、安全で美味しい食べ物がつくれます。

里山を守る共同社会の維持

「生命地域」に暮らすわたしたちには、里山を守り育て、後世に伝えていく使命があります。それは、地域の人々のたゆみない活動に支えられています。一人ひとりの力は小さいかもしれませんが、みんなの力をまとめて地域全体の「うねり」を発揮していくことが求められます。



2. まちづくりの視点

●自然に根ざしたまちづくりを基本とします

この地域には、赤名峠から都加賀峠、琴引山から大万木山を経て沖の郷山に至るやまなみ、それらの山々を源流とする神戸川、斐伊川と江の川へ注ぐ清流など豊かな自然が息づいています。先人たちは、歴史の上に自然に根ざした自らの暮らしを積み重ね、永い年月をかけてこの地域を築いてきました。

このようにこの地域では、古くから自然の生態系をうまく利用し、自然に根ざしたまちづくりを実践してきたのです。この地域はいわば、「生命地域」の原点として位置づけることができます。

一方で近年の社会は、限りある資源を大量消費し、ゴミを排出することにより地球環境に負荷を与えてきました。これは重大な地球環境問題として認識されるようになっていきます。このようななか、私たちが暮らす里山の生活文化や自然環境に対する都市住民の関心が高まりつつあり、休日に訪れる人、しばらく滞在する人、そして移り住む人が増える傾向がみられるようになってきました。

そこで私たちは、こうしたことを背景に、私たち自身が地域の自然特性や歴史、生活文化を再認識し、「生命地域」の考え方に基づいた自然に根ざした暮らし方の大切さを、まちづくりを通じて社会に示していくことが重要と考えます。

●もてなしの心で地域を創っていきます

私たちの地域は、そこに住む者だけの地域ではなく、等しく都市や海外に住む人のものでもあります。

したがって、わたしたちには、都市から私たちの地域に帰ってくる人を迎え入れる役目があります。

そこで、地域住民がいっしょになって「いらっしゃいませ」だけではなく、「おかえりなさい」の気持ちも込め、人々を迎えるもてなしの心を育てていきます。

このもてなしの心は、訪れる人に応えるだけでなく、地域づくりに返ってくるはずで

●小さな^{まち}田舎だからこそそのまちづくりを発信します

わたしたちの新しい町は全国でも小さな町になると予想されています。

しかし、小さな町だからこそ、住民一人ひとりの力が求められ、一方では住民各々の声が通い合う可能性を秘めています。この特色を活かさない手はありません。

また、地域の特性を活かした新たな制度や組織を形成する時期が訪れています。わたしたちは、農山村のメリットを存分に活かし、これまでの考え方や手法にとらわれず、日本の中でここでしかできない“キラリと光るまちづくり”を実践し、発信していきます。

●活力あるまちを目指します

「まちづくりは人づくり」。人口や世帯が減ることが避けられない今、人口の減り加減を小さくし、人口や世帯の「なだれの減少」（これまでより一層激しく急激な減少）が起こらないようにすることが必要です。そして、少ない人口ながらも若者を増やし、活力あふれる地域をつくることです。「生命地域」宣言の発想に基づき、里山という特性を活かしたまちづくりの方法と、具体的な取り組みのスケジュールを示すことが早急に求められています。

3. 新町の将来像

まちづくりの基本理念に基づいて、わたしたちは以下の将来像を掲げます。

小さな^{まち}田舎からの「生命地域」宣言

“いのち彩る里 飯南町”

- 豊かな自然を活かしたまち
- 安心して暮らせるまち
- 住民の参画によって育てるまち

(1) 豊かな自然を活かしたまち

わたしたち住民が地域の自然を認識し、「生命地域」の考えに基づき、“守る”、“活かす”の観点から“自然に根ざしたまちづくり”に取り組み、また、地域に継承されている歴史・里山文化を大切にし、四季折々の風景を満喫することができる町を次世代へと引き継いでいきます。

そして、“もてなしの精神”をもって都市住民に接し地域の隠れた魅力をPRすることで、地域のファンづくりや自然を活かした産業づくりに結びつけ、地域の活性化につなげていきます。

自然を守る

- 自然の大切さ、地域の自然の魅力を住民が認識する。
- ゴミ対策、循環型農業の促進など環境保全に向けて行動する。

自然を活かす

- 自然を活かし、都市住民との交流や都市住民の定住を促進する。
- 自然を活かした産業づくりにより地域の活性化を促す。

歴史・里山文化を活かす

- 地域の歴史・文化を掘り起こす。
- 伝統・文化を引き継ぐ後継者を育成し、地域の活性化を促す。
- 祭りや行事など文化を発表する場をつくる。
- 新たな文化を育む。

(2) 安心して暮らせるまち

子どもから高齢者・障害者等まで全ての住民が安心して暮らすことができるまちを目指して、身近な生活環境の改善や教育・文化、医療・福祉の充実を推進するとともに、高齢者福祉や子育てなどを請負う新たな組織づくりや高齢者をはじめとする「田舎の達人」の知恵や活動を社会に活かす仕組みづくりに努めます。

生活を支援する

- 医療や福祉等の支援体制を充実する。
- 生き甲斐のための場や仕組みを充実する。

特色ある学校教育を進める

- 里山教育を通じ、自然の尊さを地域の子供達に伝えるとともに、都市の子供達との交流の機会を創出する。
- 地域や家庭が一体となって学校教育を支援する仕組みづくりに取り組む。

生活を取り巻く環境を整える

- 地域の実情にあった、生活基盤を整備する。
- 買物、通院・通学など拠点施設へのアクセスの多様化と、移動の利便性を充実する。
- 生活を支える基盤となる就業環境を整える。

(3) 住民の参画によって育てるまち

過疎化や少子・高齢化が進み、これまで培ってきた地域の自治や地域活動は弱体化しつつあるのが実情です。こうしたなかで今、私たち一人ひとりが、自立（律）と協働の精神で、まちを育てていくという心構えと行動力をもつことが重要です。

さらに、行政は健全な町の運営に努めるとともに、住民と連携してまちづくりに取り組みます。

住民が主体となって動く

- 住民一人ひとりの意識改革を促す。
- 住民活動をバックアップする仕組みをつくる。

住民と行政との連携を進める

- 情報の共有を進める。
- 住民と行政が協働するシステムをつくる。
- 地域の拠点機能や施設を整備する。

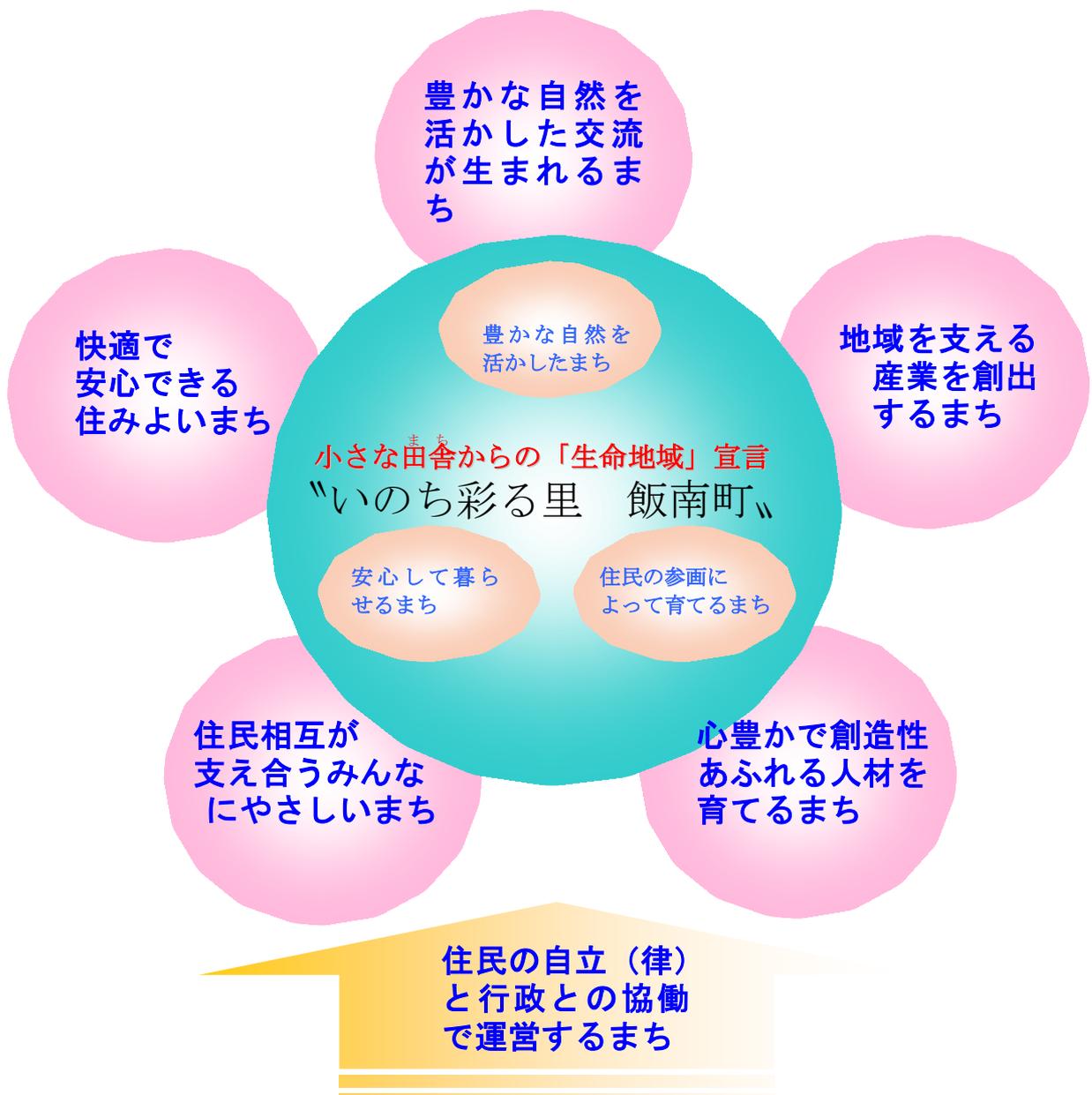
島根県中山間地域研究センターを活用する

- 住民による地域づくりに活用する。
- 農林畜産業や自然保全活動の拠点として活用する。
- 里山教育の拠点として活用する。

4. 基本方針

新町の将来像『小さな^{まち}田舎からの「生命地域」宣言 “いのち彩る里 飯南町”』に基づいて6つの基本方針を掲げます。

■ 新町の将来像に基づく6つの基本方針



基本理念

小さな田舎まちからの

「生命地域」宣言

将来像

いのち彩る里
飯南町

豊かな自然を
活かしたまち

安心して
暮らせるまち

住民の参画
によって
育てるまち

基本方針

豊かな自然を活かした交流が生まれるまち

地域を支える産業を創出するまち

快適で安心できる住みよいまち

住民相互が支え合うみんなにやさしいまち

心豊かで創造性あふれる人材を育てるまち

住民の自立（律）と行政との協働で運営するまち

主要施策

地域の自然環境保全

地域の自然資源の発掘・再発見

地球環境問題への対応

交流の推進と定住の促進

里山の地域資源を活かしたビジネスの創出

生活を支えるコミュニティ・ビジネスの創出

時代の要請に応える農林畜産業の活性化

地域に密着した商工業の活性化

新たな雇用を生む仕組みづくり

快適に暮らせる生活基盤づくり

安心して暮らせる防災体制の充実

保健・医療体制の充実

高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

子育てしやすい環境づくり

「田舎の達人」の知恵や活動の活用

だれもが平等に暮らせる社会づくり

地域で進める生涯学習の推進

学校や地域などが連携して進める教育の充実と工夫

自然を活かした里山教育の充実

里山文化の継承と新たな文化づくり

「住民参画の3原則」に基づく意識改革と活動の推進

住民と行政の協働を進めるシステムの構築

地域拠点機能や施設の整備

重点プロジェクト

里山フィールド ミュージアム 推進プロジェクト

「まちをまるごと博物館にしよう」というまちづくりの考え方を実践するためのプロジェクト

生活サポート 推進プロジェクト

住民が支え合って、すべての人が安心して暮らせるまちをつくるためのプロジェクト

地域運営 推進プロジェクト

住民と行政が協働・連携した住民参画のまちづくりを推進するためのプロジェクト

V. 主要施策

それぞれの方針ごとに、各施策の有機的な連携に配慮し、基本施策を組み立てます。

1. 豊かな自然を活かした交流が生まれるまち

地域の中には、訪れる人が素晴らしいと感じる要素が埋もれています。たとえば、源流のきれいな水、ブナの原生林、郷土料理、地域の祭などがあります。

こうした地域の恵まれた自然や生活文化を大切にし、“自然に根ざしたまちづくり”に取り組み、地域の隠れた魅力を発掘し再発見することで、田舎暮らしや自然体験を希望する都市住民にこの地域をPRし、都市住民と交流・連携していきます。

また、地域からの地球環境保全に向けた取り組みを促進します。

(1) 地域の自然環境保全

① 自然と共生する環境づくり

- 住民一人ひとりが“源流のまちとしての自然環境を守る”という強い環境意識を持った※ライフスタイルを確立できるよう、自然環境保全に対する町民の意識啓発に努めます。
- 町民と行政が一体となった保全活動の展開を図ります。
- 豊富で清らかな水資源の確保に努めます。
- 下水道整備事業の推進と合併処理浄化槽の設置により水質の浄化に努めます。

② 環境美化の推進

- ゴミの分別の徹底、タバコや空缶等のポイ捨て禁止等、身近なところから始める地域の環境美化への取り組みを推進します。
- 環境美化活動を推進するグループの育成と支援を図ります。
- 道路や河川の一斉清掃など地域ぐるみの美化活動を促進します。

③ 里山環境保全の仕組みづくり

- 里山の環境保全を総合的に実施管理する取り組みを推進します。
- 環境基本計画の策定により、その具体的な取り組みを明確にします。
- 環境監視体制の強化や保全活動への積極的な支援に努めます。
- 景観についての条例を制定し、景観の保持・継承に努めます。
- 公害防止意識の啓発や公害発生状況の調査、苦情処理の相談窓口の充実など公害防止対策を推進します。

※ ライフスタイル …… 個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えてその人の個性をしめすもの。

④ 資源循環型システムの構築

- ライフスタイルの多様化によりごみが増加するなか、ごみの分別、減量化やリサイクルを推進します。
- 資源の有効利用等現状に適合した循環型農業を推進します。

(2) 地域の自然資源の発掘・再発見

① 発掘・再発見の機会づくり

- 地域を彩る四季折々の風景や町らしさを感じさせる地域特有の魅力ある自然資源を発掘・再発見するため、自然体験の場づくりに取り組みます。
- 自然体験の場として、ブナ林や湿地性植物群落、その他昆虫等生き物の自然観察会などを開催します。
- やまなみを歩きながら、地域特有の自然の魅力を楽しむことができる遊歩道や※トレッキングコースの整備に取り組みます。

② 地域の自然資源を守り、伝える人づくり

- 地域の自然資源を発掘・再発見し、後世に伝えるための人材育成に取り組みます。
- 地域の自然資源を伝えるための指導者として、地域の自然資源に詳しい高齢者等の活躍できる場を形成します。

(3) 地球環境問題への対応

① 地球環境問題対策への取り組み

- 地球環境問題や新エネルギー活用への意識啓発を図ります。
- 住民の自発的な環境保全活動を促すために、活動への対価として地域通貨（※エコマネー）の導入を検討します。
- 地域として、地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出量の削減に努めます。

② 新エネルギーの導入促進

- ※バイオマス、太陽光、風力等の新エネルギーの活用を推進します。
- 家庭や事業所での省エネルギーへの取り組みを普及促進するとともに、行政は率先して公共施設における省エネルギーに取り組みます。

- ※ トレッキング …… 美しい景色と新鮮な空気を楽しみつつ、山歩きをすることで、登山とハイキングの中間のようなイメージ。
- ※ エコマネー …… 人と人との交流を促進し、お互いが支え合うことを狙いに、お金では表すことの出来ないボランティア活動や助け合いなどを地域で循環させる交換手段として、特定の地域だけで流通するボランティアのための通貨。
- ※ バイオマス …… バイオマスとは、太陽エネルギーによる光合成で自らを作り出すことのできる植物体で、集合した一定量がエネルギーとして利用できるものを表す。農林水産物、稲わら、もみガラ、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどがある。

(4) 交流の推進と定住の促進

① 交流を支える組織や人材の育成

- 各種産業と連携し、交流事業推進の母体となる組織づくりに取り組みます。
- 姉妹都市交流事業に取り組むとともに、県外の出身者を育成、支援します。
- 交流体験事業を支える人材の育成と確保を図るとともに、有効に活用するシステムづくりを進めます。

② 体験交流ツーリズムの推進

- 現在実施している交流イベントの魅力アップを図るとともに、地域の特性を活かした新しいイベントの開催を検討します。
- 豊かな自然環境やこれを活かした農業、また、地域の食材を活かした食文化や文化遺産などの魅力を体感できる四季折々の多様な交流体験プログラムの構築を各分野が連携して進めます。
- 滞在型農園を活用し、都市生活者に花や野菜を育てながら本物の自然にふれあう場の提供をするとともに、地元住民との交流を促進します。

③ 交流促進に向けた情報受発信機能の強化

- 地域情報の発信・*プロモーションの展開から体験交流ツーリズムの事業運営に取り組みます。
- インターネットなど情報通信技術を活用した交流促進活動に取り組みます。
- 道の駅を活用するなど、交流拠点の整備に取り組みます。

④ 定住促進の仕組みづくり

- *UI ターン希望者への情報提供や都市部へのPRを進めるとともに、定住に関する相談を受け付ける窓口を設置します。
- 就業に関する情報の提供に努めるとともに、空家の有効活用や定住住宅の整備等を図りながら、定住環境の整備を進めます。
- 農村生活や産業体験をできる機会を提供し、相互の交流を深めて定住につなげていきます。
- 定住を促進するための仕組みづくりを各分野が連携して進めます。

※ プロモーション・・・一般的な意味は、顧客に自社の製品のことを知ってもらい、買いたいと思うような気持ちにさせて、実際に買ってもらうための活動のことをいう。ここでは、「自社の製品」を「地域」に、「買う」を「来る」に置き換えたイメージで使っている。

※ UIターン・・・・・・Uターンとは、地方から大都市に就職した労働者が、再び出身地に帰り就職すること。Iターンとは、都市圏の出身者が、出身地とは全く関係のない地域で就職すること。UターンとIターンを総称してUIターンという。

施策分野	主要施策
(1)地域の自然環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然と共生する環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境意識の啓発 ● 環境美化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境美化グループの育成・支援 ● 里山環境保全の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画の策定 ・ 景観についての条例制定 ● 資源循環型システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源のリサイクル推進 ・ 循環型農業の推進
(2)地域の自然資源の発掘・再発見	<ul style="list-style-type: none"> ● 発掘・再発見の機会づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然体験の場の創出 ・ 自然観察会の実施 ● 地域の自然資源を守り、伝える人づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者や案内人の育成
(3)地球環境問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球環境問題対策への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境問題への意識啓発 ● 新エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新エネルギーの活用促進 ・ 省エネルギー対策の推進
(4)交流の推進と定住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流を支える組織や人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流推進母体の育成 ・ 姉妹都市交流事業 ・ 出身者会の育成・支援 ● 体験交流ツーリズムの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流イベントの開催 ・ 交流体験プログラムの構築 ・ 滞在型農園の活用 ● 交流促進に向けた情報受発信機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットの有効活用 ・ 交流拠点の整備 ● 定住促進の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の設置 ・ 定住環境の整備

2. 地域を支える産業を創出するまち

里山の地域資源を活かした産業や住民の生活を支えるための※コミュニティ・ビジネスを興すとともに、既存の農業、観光業、商工業などの活性化を進め、新たな産業と既存の産業が連携し合うことで、住民の雇用の場を創出します。

(1) 里山の地域資源を活かしたビジネスの創出

① 地域資源を活かしたビジネスの創出

- 都市住民のニーズに応えるため市場調査を実施します。
- 差別化した特産品や水資源等の商品開発など、地域資源を活かしたビジネスの創出を図ります。
- 産直市の広域的ネットワーク化や施設間の連携、情報の共有化を図るなど産直体制の整備に取り組みます。

② 観光・交流ビジネスの開発

- 滞在型の自然体験観光など、滞在型・体験型の観光・交流ビジネスの開発を図ります。
- 交流※コーディネーターや観光施設運営などの起業化を支援します。

(2) 生活を支えるコミュニティ・ビジネスの創出

① 生活支援型のコミュニティ・ビジネスの起業支援

- 高齢者対策や子育て支援、生活環境の維持等を目的とした生活支援型のコミュニティ・ビジネスを育成します。

② 農林業の基盤を活かしたコミュニティ・ビジネスの起業支援

- 地域資源を活かした特産品の開発・加工・販売等農林業の基盤を活かしたコミュニティ・ビジネスを育成します。

(3) 時代の要請に応える農林畜産業の活性化

① 農林畜産業の生産基盤の整備

- 土づくりや土地利用型農業を地域ぐるみで推進するとともに、農業生産施設の整備や農地の流動化・利用調整を推進し、生産基盤を整備します。
- 放牧場や牛舎環境、飼料生産などの基盤整備により、耕畜一体となった生産体制を目指します。

※ コミュニティ・ビジネス・・・行政のサービスでもなく、利益を追求する企業でもない、地域住民による地域のための地域ビジネス。

※ コーディネーター・・・・・・・・・・専門的な知識や技術を有し、ニーズに対する調整等のアドバイスができる専門家。交流コーディネーターは、地域住民と都市住民との橋渡しの役割を担う。

林業の生産基盤の整備や森林の保育・管理事業を推進し、林地を含めた里山環境の整備を進めます。

② 地域の特性を活かした農林畜産業の推進

- 里山のイメージを農産物の販売に結びつけ、産地としてのブランド化を図ります。
- 農業の持続性、農産物の安全性、また、農業や農産物のイメージの向上の点から、耕畜連携による資源の有効利用等、現状に適合した循環型農業を推進します。
- 農林業のもつ多面的機能を活かすため、農地・森林の保全と地域資源の活用に努めます。
- 学校給食をはじめ公共施設への食材の供給システムを構築し、地域の主要施設での消費を促進するほか、産地直売所の運営などにより地域の消費者との連携を深め、地産・地消型の取り組みを推進します。
- 地域の資源を活かし、ブランド性の高い特産品を開発するとともに、生産から加工・販売までのそれぞれの過程で付加価値化を目指し、さらにこれらを組み合わせた6次産業化を推進します。
- 交流事業との連携を進め、イベント等交流の場を通じた特産品の生産・販売を推進します。
- 内水面漁業の特産品開発や観光資源としての活用を検討します。

③ 農林畜産業の経営体制の整備や後継者対策

- 集落の状況を考慮し、農業生産だけでなく、集落機能の維持も踏まえ、営農組織や農業法人、また、認定農業者等地域の実情に応じた経営体制の整備や多様な担い手の育成に努めます。
- UIターンによる新規就農者や退職就農者等への支援など、担い手の育成や指導体制等の整備などに努めます。
- 農地の利用集積や作業受委託を推進するため、斡旋、調整、育成、指導等の支援を行うシステムを構築するとともに、集落間、担い手間のネットワーク化を図り、支援・補完する仕組みづくりに取り組みます。
- 農業生産者の底辺の拡大、栽培技術の普及、また、自ら栽培し消費するライフスタイルの形成等、自給的農家の役割や機能について見直します。

(4) 地域に密着した商工業の活性化

① 商業の振興

- 経営改善や店舗改装などを促進するとともに、経営者グループの育成や活動の支援を図り、経営基盤の強化を推進します。
- 地域に密着した商業を目指し、商店の品揃えやサービスの向上などを促し、地元商店の利用促進を図ります。
- 利便性の高い中心的な市街地において、商業等の活性化や市街地の整備改善を一体的に図ります。
- 高齢世帯への宅配サービスや子育て世帯への買い物代行サービスなど、生活支援型の商業機能の充実に取り組みます。

② 工業の振興

- 経営改善を促進するとともに融資制度の斡旋を図るなど、経営基盤の強化に取り組めます。
- ※ I T 関連産業など新分野への進出や高度情報化を進める企業に対する支援策を検討します。
- 地域の資源を活かした健康食品産業の育成について検討を進めます。

③ 地域産業のネットワークづくりとサービスの充実

- 地域産業のネットワークを強化し、地元農産品や特産品の販売促進や加工商品の研究開発などに取り組めます。
- 保健・医療・福祉産業と連携する商業形態を構築し、高齢世帯への宅配サービスなど新しい事業展開を促進します。

(5) 新たな雇用を生む仕組みづくり

① 新たな雇用の場の確保

- コミュニティ・ビジネスや農林畜産業・商工業の活性化、福祉の産業ビジネス化などを推進することにより、新たな雇用の場を創出します。
- 農林畜産業や商工業、観光など地域資源を活かした地域産業の連携による新たな産業を創出します。

② 将来の地域産業を担う人材の発掘・育成

- 将来の地域産業を担う人材を発掘・育成します。
- 起業を目指すU I ターン希望者の受け入れを促進します。

※ I T …… (Information Technology) の略。コンピューターを利用した情報の処理を効率化する技術全般を指す。

施策分野	主要施策
(1)里山の地域資源を活かしたビジネスの創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を活かしたビジネスの創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場調査 ・ 特産品開発 ・ 産地直売体制の整備 ● 観光・交流ビジネスの開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞在型・体験型の観光交流ビジネスの開発
(2)生活を支えるコミュニティ・ビジネスの創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援型のコミュニティ・ビジネスの起業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援型のコミュニティ・ビジネス育成 ● 農林業の基盤を活かしたコミュニティ・ビジネスの起業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネス育成
(3)時代の要請に応える農林畜産業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林畜産業の生産基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産施設の整備 ・ 農地の流動化及び利用調整の推進 ・ 生産基盤の整備 ・ 農地及び林地の保全 ● 地域の特性を活かした農林畜産業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域イメージの向上による地域ブランドの確立 ・ 耕畜連携による循環型農業の推進 ・ 地産地消の推進 ・ 農産物の付加価値化の取り組み ● 農林畜産業の経営体制の整備や後継者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた経営体制の整備 ・ 多様な担い手の育成と支援体制の整備 ・ 自給的農家の役割の見直し
(4)地域に密着した商工業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤の強化 ・ 地域内消費の促進 ・ 中心市街地の活性化と商業集積の推進 ・ 生活支援型の商業機能の充実 ● 工業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤の強化 ・ 企業の育成・支援 ・ 健康食品産業の育成検討 ● 地域産業のネットワークづくりとサービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業の連携促進 ・ 新たなサービス事業の起業促進
(5)新たな雇用を産む仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな雇用の場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな産業ビジネス化の推進 ・ 地域産業の連携による起業の推進 ● 将来の地域産業を担う人材の発掘・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業を担う人材の発掘・育成 ・ U I ターン者の起業化支援

3. 快適で安心できる住みよいまち

地域の自然を保全しつつ、生活基盤の整備等、子どもから高齢者・障害者等まで全ての住民が快適で安心できる生活環境をつくります。

また、住民が安心して健康に暮らせるために、災害等に対する防災体制の充実やきめ細かい保健・医療サービスの充実を促進します。

(1) 快適に暮らせる生活基盤づくり

① 計画的な土地利用の推進

- 貴重な資源の有効利用を図るため、土地利用計画の策定により計画的・総合的な土地の利用に取り組みます。
- 地籍調査を促進するとともに、調査結果の有効活用を図ります。

② 生活基盤の整備

- 広域的な幹線道路や町内の幹線道路、また、生活関連道路等道路網の整備に取り組みます。
- 歩行者の安全を確保するため、道路の拡幅や歩道の整備、交通安全施設の設置を進めます。
- 除雪体制の整備や流雪溝の改良などにより、冬期間の交通の確保を図ります。
- 上水道の未整備地区の解消や下水道・合併処理浄化槽の整備に取り組むとともに、既設の水道施設の改良に取り組みます。
- 住宅の整備や既存公営住宅の改修、住宅分譲地の整備に取り組みます。
- まちづくり拠点となる地域整備に取り組みます。

③ 交通対策の推進

- 町営バスやスクールバスなど、子どもや高齢者・障害者等が利用しやすい交通対策を図ります。
- 各種機能の集積による※ワンストップサービスの実現をめざし、地区毎の結節点の整備、通院と買物など分野間の連携、ターミナルの整備を検討します。
- 休日運行や広域路線の利用促進、CATVなどの情報通信網を活用したバス乗り継ぎ情報の発信など、バスの接続と連絡の向上策を検討します。
- バスを補う交通手段として、タクシーチケット、※デマンド型交通システム、巡回物資輸送車、住民組織による交通手段の運行などを検討します。

※ ワンストップサービス …… 複数の行政サービスを1つの窓口で受けることができる機能のこと。これにより住民が複数の窓口に向かう手間や労力を削減する効果がある。

※ デマンド型交通システム …… 事前に予約しておけば、一定のルートを走る車両が玄関先まで巡回してくれる交通手段をデマンド型交通システムという。

④ 地域情報の充実

- C A T Vなどの情報通信網を活用し、保健、医療、福祉、産業、教育などあらゆる分野での地域情報を充実し、多面的な有効活用を図ります。このため、超高速大容量のインターネット環境として、*地域イントラネットの整備を検討します。
- *地上波デジタル放送への対応を図ります。
- 効果的な情報化を図るため、地域情報化計画の策定に取り組みます。
- 情報技術に対応した人材の育成に取り組むとともに、より多くの住民が活用できるよう、パソコンスクールなど学習機会の充実に取り組みます。
- 住民に対して、生活に関する情報発信を充実させます。
- 携帯電話不感地帯解消に向けて施策を検討します。

(2) 安心して暮らせる防災体制の充実

① 防災対策・防災体制の充実

- 災害時の応急対策や*ライフラインの確保、避難場所や避難経路の整備など防災体制の充実を図ります。
- 地域コミュニティと行政とが連携し、防災計画や具体的な行動方法を示したマニュアルの作成など、災害予防の体制の充実に取り組みます。
- 町民の生命・身体・財産を不慮の災害から守るため、災害対策基本法に基づいた「防災計画」を策定し、安全で快適な生活の確保に努めます。
- 崩壊危険箇所など災害危険箇所の解消を図ります。

② 消防団組織の担い手の育成

- 消防団組織の担い手を育成し、消防団の再編成を進めるとともに、消防団活動の充実に努めます。

③ 消防・防災の施設・装備の整備・充実

- 防火水槽や防災コミュニティセンターなど消防施設の整備や消防装備の近代化などを進めます。
- 災害時の情報伝達方法として、防災行政無線の整備を進めます。

④ 交通安全・防犯対策の充実

- 町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、歩行者の安全を確保するため、歩道の整備や交通安全施設の設置を進めるとともに、歩道の段差の解消などバリアフリー化に努めます。
- 犯罪の発生を未然に防止するため、町民の防犯意識の高揚を図りながら、家庭、学校、職場、地域、警察、行政が一体となった防犯活動を推進するとともに、防犯設備の整備を進めます。

- ※ 地域イントラネット・・・自治体が役所や公民館、教育施設、病院、警察などをネットワークで接続し、住民が必要な情報を必要なときに入手できるようにするシステム。防災情報を提供したり、病院と住民宅を接続し、遠隔医療を利用できるようにしているケースもある。
- ※ 地上波デジタル放送・・・地上アンテナからデジタル信号で送信される放送。
- ※ ライフライン・・・・・・生命線。電気、ガス、水道、電話、食料流通など生命、生活を支えるシステム。

(3) 保健・医療体制の充実

① 総合的な健康づくりの推進

- 一人ひとりが健康を考えるとともに、それを社会としても支援していこうという 21 世紀における国民健康づくり運動である「健康日本 21」の取り組みを推進します。
- 町民の生涯にわたる健康の保持・増進、疾病や障害の早期発見・早期治療をめざして、医療分野と連携しながら、ライフステージに応じたきめの細かい保健予防活動を積極的に推進します。
- 生活習慣病の予防を推進するため、各種検診事業の充実や疾病予防の意識の啓発を図るとともに、町民の健康を管理するシステムづくりに努めます。
- 福祉分野と連携しながら、機能訓練や訪問指導、寝たきりや介護予防、痴呆予防などの高齢者保健対策の充実を図ります。
- 町民の代表、関係組織や団体で組織する推進母体により、地域保健施策の検討や事業の実施、評価を行うなど住民の主体性を重視した健康づくり事業を推進します。
- 自治組織のなかに推進員等を設置して、健康づくり事業をきめ細かに進めていくための体制づくりを図ります。
- C A T V などの情報通信網を活用し、町民一人ひとりが健康意識を高め、生涯を通じての健康維持と増進をめざします。

② 医療体制の充実

- 病院等の設備の充実を図ります。
- 病院等の利便性向上のための整備や救急医療体制の強化、人材の確保等医療体制の充実に取り組みます。
- 病院等の医療体制の充実を図り、関係施設との連携を強化し、地域包括医療体制を確立します。
- 定期的な通院が困難な患者に対し、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションなどの在宅医療サービス体制の充実に取り組みます。
- C A T V などの情報通信網を活用した受診体制の充実を図ります。

③ 保健・医療・福祉施設の総合的な連携と充実

- 保健・医療・福祉の各部門のスタッフが連携し、地域住民活動も含め、総合的に推進できるネットワーク体制をつくり、地域包括ケアシステムを構築します。
- 人と人、人と組織、人と地域をつなぐ※コーディネート役及び組織体制を整備します。
- 福祉事務所の設置を検討します。

※ コーディネート・・・調整する。組み合わせる。

施策分野	主要施策
(1)快適に暮らせる生活基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的な土地利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用計画の策定 ・ 地籍調査の促進 ● 生活基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路網の整備及び安全対策 ・ 除雪対策 ・ 上下水道の整備 ・ 住宅及び住宅用地の整備 ・ まちづくり拠点の整備 ● 交通対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町営バス・スクールバスの利便性の向上 ・ C A T Vを活用した乗り継ぎ情報の提供 ・ バスを補う交通手段の検討 ● 地域情報の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域イントラの整備 ・ 地域情報化計画の策定 ・ 地上波デジタル放送の対応 ・ 携帯電話不感地帯解消へ向けての取り組み
(2)安心して暮らせる防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災対策・防災体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画の策定 ・ 防災マニュアルの作成 ・ 災害危険箇所の解消 ● 消防団組織の担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の再編と活動の充実 ● 消防・防災の施設・装備の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防施設の整備と装備の近代化 ・ 防災行政無線の整備 ● 交通安全・防犯対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全施設の設置 ・ バリアフリー化の推進 ・ 地域ぐるみでの防犯活動の推進
(3)保健・医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康日本 21 計画の推進 ・ 保健予防活動の推進 ・ 健康管理システムの構築 ・ 効果的な取り組みを進めるためのネットワークの構築 ・ 住民の主体性を重視した健康づくりの推進 ・ C A T Vを活用した健康づくりの推進 ・ C A T Vを活用した健康サポートシステムの検討 ● 医療体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院等の設備及び診療体制の充実 ・ 地域包括医療体制の確立 ・ 在宅医療サービス体制の充実 ・ 高次医療第 3 次医療機関との連携 ● 保健・医療・福祉施設の総合的な連携と充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムの構築 ・ 福祉事務所設置の検討

4. 住民相互が支え合うみんなにやさしいまち

高齢者福祉や子育て環境への施設やサービスを充実するとともに、元気な高齢者をはじめとする「田舎の達人」の知恵を活用するなど地域の住民相互で支えあうまちづくりの仕組みづくりに取り組みます。

そして、障害者や高齢者など社会的に弱者であるとみなされている人々と、共に支えあい、互いに尊重しながら関わっていける※ノーマライゼーションの社会の実現を目指します。

(1) 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

① 地域福祉の充実

- 住民、団体、行政が協働して地域福祉を推進します。
- 地域福祉計画に基づき、住民の安心した生活を支援できる活動を推進します。
- 高齢化が進むなか、これからの地域福祉を推進していく担い手として青壮年層の育成に取り組みます。

② 高齢者福祉の充実

- 老人保健福祉計画を策定します。
- 社会参加、社会貢献、就労、生きがいづくり、健康づくりなどの介護予防活動を、行政、社会福祉協議会、個人、各種団体など地域全体での取り組みとして推進します。
- リハビリテーションは、施設の連携により急性期、回復期、維持期等各ステージごとの一体的なサービスの提供をめざします。
- 地域における小規模多機能サービスや高齢者向けの住宅整備、地域包括ケアシステムなど、新しい介護サービス体制づくりに取り組みます。
- 痴呆性高齢者に対応できる、早期発見・早期支援、介護サービスの構築に取り組みます。
- 介護保険制度の浸透とともに、自己決定が困難な高齢者等への支援やサービスに関する情報提供に取り組みます。
- 総合的な相談に対応できるように、在宅介護支援センターの再構築を図ります。
- 高齢者等が在宅生活を維持していくために、配食サービス事業の充実や地域と連携した「地域見守り安心ネットワーク」の構築、緊急通報システムの充実などに取り組みます。
- 介護福祉施設の充実を図るとともに、NPO法人・ボランティア団体などの民間活力による介護サービスへの参入を支援します。

※ ノーマライゼーション …… 高齢者や知的障害者などハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す基本的理念。

③ 障害者福祉の充実

- 障害者福祉計画を策定します。
- 支援費制度の円滑な推進や相談支援体制など援護対策を充実するとともに、障害者の自立生活支援や社会参加と交流の促進などに努めます。
- 障害者作業所の充実を図るとともに、障害者※グループホームの施設整備を検討します。

④ 新たな高齢者等の環境づくり

- グループホームや※コレクティブハウスなど高齢者等の共助協援生活ができる施設や高齢者向けの住宅づくりを検討します。
- 在宅で買物が出来る購買車の巡回や宅配サービスなど、新しい高齢者等へのサービスを創出します。
- C A T Vなどの情報通信網の活用や町営バスの運行体制の整備などにより、独り暮らし高齢者等の生活支援を図ります。

(2) 子育てしやすい環境づくり

① 保育機能の充実

- 保育所施設の整備を図るとともに、児童館の開館を検討します。
- 支援施設（保育所等）での保育時間の延長、休日保育・病後児保育・学童保育、障害児保育などの住民ニーズに応じたサービスを充実します。
- 子育て支援センターの設置など相談支援体制の充実を図ります。

② 子育てしやすい環境づくり

- 子育て環境を地域で支えあうため、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを展開します。
- 子育て休暇取得のバックアップ体制や気軽に子育て相談ができる組織づくりなど、地域ぐるみで子どもを育てる仕組み・体制づくりに努めます。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、次世代育成支援行動計画に基づく子育て支援策を推進します。

③ 母子（父子）福祉の充実

- 母子（父子）家庭の相談体制の充実及び自立の支援に努めます。

※ グループホーム …… 援助を受けながら共同生活を営む住居の形態で、知的障害者グループホーム、精神障害者グループホーム、痴呆性老人グループホームがある。

※ コレクティブハウス …… 個人や家族の自由とプライバシーを前提としつつ、日常的な生活の一部やそのための生活空間を共同化・共用化し、それらを居住者の合意によって成り立たせる共同住宅の形態。

(3) 「田舎の達人」の知恵や活動の活用

① 高齢者の生きがいと社会参加の促進

- 高齢者が気軽に立ち寄ることのできる交流の場づくりに努めます。
- 軽生産活動や高齢者同士の交流、知識・経験を活かした子どもや若者との交流や起業など、高齢者の生きがいと社会参加を促進します。
- 社会福祉協議会などと連携して、高齢者の働く場の確保に努めます。

② 「田舎の達人」の活用

- 高齢者をはじめ、趣味や教養、職業、伝統文化などで様々な能力をもつ住民を「田舎の達人」として登録する仕組みづくりに取り組みます。
- 地域の自然環境を伝える人や体験交流ツーリズム・里山教育の指導者など、「田舎の達人」の派遣及び活用体制を確立します。

(4) だれもが平等に暮らせる社会づくり

① 人権尊重のまちづくり

- 年齢や性別、障害の有無などに関わらず、個人の人権が尊重され、あらゆる差別や偏見、いじめのない住民一人ひとりの個性が輝くまちをめざして、人権意識の啓発や人権教育の推進による人権尊重のまちづくりを推進します。
- 相互扶助などの新しい地域コミュニティの確立を図りながら、人権を尊重した施策を推進します。

② 男女共同参画社会づくりの推進

- 女性の積極的な社会参加を支援するため、男女共同参画社会に対する住民意識の啓発に努めます。
- 政策や方針決定の場に男女が共同参画する機会の確保に努めます。
- まちづくりのあらゆる分野で女性の意見を取り入れるシステムづくりを進めます。

施策分野	主要施策
(1) 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画の策定 ・ 地域福祉の推進と担い手の育成 ● 高齢者福祉の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人保健福祉計画の策定 ・ 介護予防・リハビリテーション等体制の充実 ・ 介護サービスの体制づくり ・ 痴呆性高齢者ケアシステムの整備 ・ 在宅介護支援センターの再構築 ・ 在宅福祉サービスの充実 ・ 介護福祉施設の充実 ● 障害者福祉の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉計画の策定 ・ 障害者の自立生活支援 ・ 社会参加と交流の促進 ・ 障害者作業所の充実 ・ 障害者グループホームの整備検討 ● 新たな高齢者等の環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 共助協援生活ができる施設の検討 ・ 高齢者向けの住宅の検討 ・ 新たな高齢者サービスの創出 ・ 情報通信網の活用による生活支援 ・ 町営バスの運行体制の整備による生活支援
(2) 子育てしやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所施設整備 ・ 児童館の検討 ・ 住民ニーズに応じた保育サービスの充実 ・ 子育て支援センターなど相談体制の充実 ● 子育てしやすい環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画社会の推進 ・ 地域ぐるみで子どもを育てる仕組みづくり ・ 次世代育成支援行動計画の推進 ● 母子（父子）福祉の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の充実や自立支援
(3) 「田舎の達人」の知恵や活動の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の生きがいと社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の場づくり ・ 高齢者の生きがいと社会参加の促進 ・ 働く場の確保 ● 「田舎の達人」の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「田舎の達人」登録の仕組みづくり ・ 「田舎の達人」の派遣及び活用体制の確立
(4) だれもが平等に暮らせる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権尊重のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権に関する啓発活動の推進 ・ 人権教育の推進 ● 男女共同参画社会づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に対する住民意識の啓発 ・ 男女が共同参画する機会の確保とシステムづくり

5. 心豊かで創造性あふれる人材を育てるまち

学校と地域住民などが一体となって学校教育を支援する特色のある教育の仕組みづくりや生涯学習を推進し、心豊かで創造性・主体性をもった人材育成に取り組みます。

また、銀山街道など地域資源の掘り起こしを行い、多彩な資源や文化を活かした里山教育を浸透させます。

(1) 地域で進める生涯学習の推進

① 生涯学習推進体制の整備

- 町民が生涯を通じてさまざまな学習活動に取り組むことができるよう、教育関係機関や社会教育関係団体はもとより、家庭や地域、企業などとの連携を強化し、生涯学習を総合的に推進する体制を整備します。
- 地区公民館の組織の見直しなど運営体制の強化を図りながら、公民館を核とした生涯学習の推進体制づくりを進めます。
- 専門的な知識や技能を持つ人材の活用を図りながら、指導者や組織、ボランティアの育成に努めます。
- 多様な学習プログラムや情報を提供するため、CATVなどの情報通信網を活用するなど生涯学習のシステムの充実を図ります。

② 生涯学習のネットワークづくり

- 地域住民や都市住民との交流、婦人会や青年団など各社会教育関係団体の交流を活発化させ、生涯学習のネットワークづくりを図ります。
- 地区振興センターや公民館のネットワーク化を図るとともに、教育関係機関や社会教育関係団体、各種サークルなどとの連携を強化します。
- 公民館をはじめとする生涯学習関連施設や図書館の整備や充実を図るとともに、施設を利用しやすい環境づくりを進めます。

③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 各種教室や大会の充実や講習会や健康教室の実施などにより、子供から高齢者まで楽しめる軽スポーツの普及に取り組むとともに、町民の積極的な参加を促進します。
- 体育協会やスポーツ少年団などスポーツ関連団体の育成と活動の支援に努めます。
- 体育指導委員などの指導者やリーダーの育成と確保を図ります。
- スポーツ・レクリエーション関連施設の整備や充実を図るとともに、利用しやすい環境づくりを進めます。

(2) 学校や地域などが連携して進める教育の充実と工夫

① 幼児教育の充実

- 家庭、保育所、地域との連携を強化しながら、幼児の発達段階に応じたきめ細かな教育を進めます。

- 乳幼児教室の開催や保育所の保育内容の充実に努めます。

② 学校教育の充実

- 児童・生徒の個性や創造性を尊重した教育を推進し、学習環境の充実に図ります。
- 郷土に対する理解や郷土愛を醸成するため、郷土学習や体験学習の充実に図ります。
- 情操教育や道徳教育、福祉教育や人権教育の充実に図ります。
- ボランティア活動や地域活動への自主的で積極的な参加を促進します。
- 情報化や国際化社会に対応した教育に取り組みます。
- いじめや不登校の未然防止と対応を図るとともに、児童・生徒の生きる力の育成に努めます。
- 学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒への対応も含めた特別支援教育の充実に図ります。
- 町内の小中学校と飯南高校との連携による一貫教育を推進します。
- 学校施設・設備の整備を計画的に進めます。

③ 地域で育む教育環境づくり

- 家庭・学校・地域が連携し、地域で育む学社融合の教育環境づくりに取り組みます。
- 青少年の健全育成や非行防止に対する町民の意識の高揚を図ります。
- 地域ぐるみによる青少年の健全育成活動や非行防止活動の展開を図ります。
- 学校や地域、島根県中山間地域研究センターなどの連携により、多様な教育を受けられる仕組みづくりに取り組みます。
- 子どもを育て、子どもの教育環境をつくる立場にある大人に対して、自己啓発を促します。

(3) 自然を活かした里山教育の充実

① 里山教育の充実

- 地域の自然資源や伝統・文化・農林畜産業など里山の現状や課題などについて、有識者や専門機関の協力を得ながら、住民の手によって基礎的・専門的研究を行います。
- 調査研究の蓄積を活かし、自然体験や環境学習などを実践していきます。
- 地域内の教育施設や教育カリキュラムとの連携を取り、また、生涯にわたって学習を深め、知識や技能・技術を習得するために専門機関とのネットワークを構築します。
- 「田舎の達人」を活用するなど、里山教育の指導者の発掘・育成、ならびに推進体制の構築に取り組みます。

② 里山教育を通じた交流の促進

- 豊かな自然や味覚、文化など里山の環境を舞台とした山村留学の機会を創出し、里山教育を通じた都市住民との交流を推進します。

- 都市に暮らす社会人の研修の場としての里山の活用に取り組みます。

③ 里山教育の拠点づくり

- 里山教育の拠点として、中山間地域における多様な課題への取り組みを研究テーマとしている島根県中山間地域研究センターを活用します。

(4) 里山文化の継承と新たな文化づくり

① 里山文化の掘り起こしと継承

- 埋蔵文化財や重要民俗文化財など文化遺産の調査・保護・修復などに取り組みます。
- 民俗芸能や祭り、盆踊りや田植え歌、食文化など地域特有の歴史や伝統・行事など里山文化の掘り起こしに取り組みます。
- 掘り起こした地域の里山文化の記録保存を進めます。
- 郷土意識や地域の連帯感を醸成しながら、後継者を育成し、里山文化を後世へ継承します。
- 学校教育や生涯学習の場で文化遺産や里山文化の積極的な活用を図ります。

② 地域の歴史・里山文化を担う仕組みづくり

- 住民参画と教育関係者、専門家、島根県中山間地域研究センター、行政など各種組織・機関の協力により、地域の歴史・里山文化を担う仕組みづくりに取り組みます。
- 地域の歴史・里山文化を担う人材育成に取り組みます。

③ 里山から生まれる新たな文化づくりとPR

- 文化サークルのネットワーク化や文化振興の組織づくり、指導者やリーダーの育成など、地域の芸術・文化活動の推進体制を充実し、里山から生まれる新たな文化づくりに努めます。
- 交流体験事業などを活用し、町内外へのPRを推進します。

施策分野	主要施策
(1) 地域で進める生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習を総合的に推進する体制づくり ・ 指導者や組織、ボランティアの育成 ・ 情報通信網を活用した生涯学習システムの充実 ● 生涯学習のネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流を通じた生涯学習のネットワーク ・ 関係施設のネットワーク化 ・ 関係機関及び関係団体の連携強化 ・ 施設の整備・充実と利用しやすい環境づくり ● スポーツ・レクリエーション活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種教室や大会の充実 ・ 軽スポーツの普及と町民参加の促進 ・ スポーツ指導者の確保・育成 ・ スポーツ関連団体の育成・支援 ・ 施設の整備・充実と利用しやすい環境づくり
(2) 学校や地域などが連携して進める教育の充実と工夫	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭、地域、保育所の連携 ・ 乳幼児教室や保育内容の充実 ● 学校教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習環境の充実 ・ 郷土学習や体験学習の充実 ・ ボランティア活動や地域活動への参加促進 ・ 情報化・国際化社会に対応した教育の推進 ・ 小中高一貫教育の推進 ・ 学校関連施設の整備 ● 地域で育む教育環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・学校・地域が連携した教育環境づくり ・ 地域ぐるみの青少年健全育成活動 ・ 多様な教育を受けられる仕組みづくり
(3) 自然を活かした里山教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 里山教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然体験・環境学習の実践 ・ 専門機関とのネットワークの構築 ・ 里山教育の指導者の発掘・育成 ・ 推進体制の構築 ● 里山教育を通じた交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山村留学の機会の創出 ・ 研修の場としての里山の活用 ● 里山教育の拠点づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県中山間地域研究センターの活用
(4) 里山文化の継承と新たな文化づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 里山文化の掘り起こしと継承 <ul style="list-style-type: none"> ・ 里山文化の掘り起こしと記録保存 ・ 里山文化の継承 ・ 学校教育や生涯学習での活用 ● 地域の歴史・里山文化を担う仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参画と組織・機関の協力による仕組みづくりの検討 ・ 担い手となる人材の育成 ● 里山から生まれる新たな文化づくりとPR <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の芸術・文化活動の推進体制の充実 ・ 交流体験事業を活用した町内外へのPR

6. 住民の自立（律）と行政との協働で運営するまち

「住民参画の3原則（考える・決める・行動する）」をまちづくりの本質とし、住民と行政の協働を具体的な形として現します。さらに、多様な地域活動に対してきめ細やかな支援を行うため、行政サービスの充実・企画力や専門知識のある行政職員の育成を図ります。また、人や地域の結び目としての役割を担う組織や体制をつくります。

（1）「住民参画の3原則」に基づく意識改革と活動の推進

① 住民が主体となったまちづくり意識の高揚

- 住民自らが、できることから具体的に行動しようという意識や連帯感の高揚に努めます。
- まちづくり組織への住民の積極的な参加と活動の活発化を促します。

② まちづくり活動やNPO法人活動の支援

- さまざまな分野における住民の主体的なまちづくり活動を積極的に支援します。
- まちづくり活動のリーダーや団体、グループ、*NPO法人の育成を進めます。
- 町民のやる気やパワーをまちづくりに十分活かせるよう、受け皿づくりや人材登録制度の導入などを検討します。

（2）住民と行政の協働を進めるシステムの構築

① 行政と連携し協働を進める仕組みづくり

- 広報活動の充実など積極的な行政情報の提供を図るとともに、プライバシーの保護に配慮した情報公開に努めます。
- 町民意識調査や相談業務などの広聴活動の充実を図ります。
- 町民だれもが自由に参加し、提言できる場づくりに努めます。
- 行政のさまざまな分野における政策形成過程に住民が参加するシステムづくりを推進します。

② 組織・体制の整備

- 住民の活動をバックアップし、人や地域の結び目となる組織・体制を整備します。
- 行政と住民との連携を進めるために必要と考えられる行政機構として、総合振興センターと地区振興センターを設置し、個々に行政窓口機能を設けるだけでなく、「ワンストップサービス」の実現に向け、周辺機関・施設（病院、診療所、保健福祉センター、公民館、金融機関、郵便局、商店など）と密接な連携を取りつつ、業務や機能の集積を図ります。

※ NPO法人・・・特定非営利活動促進法により法人格を取得した民間の非営利活動団体のこと。NPOとは、"Non-Profit Organization"、日本語に訳すと「非営利組織」や「非営利団体」といった意味。

- 住民が行政と連絡・調整を図り、自発性に基づいて検討や活動を実施することをねらいとし、地区ごとに地区振興会組織の設立を目指します。

③ 住民と行政とが協働したまちづくりの制度づくり

- 「地区振興計画策定検討委員会」を設置し、地区振興計画の策定と実行に関するチェックを行います。基本的には地区振興センターの諮問機関として位置づけますが、住民が自主的に組織・運営することも検討します。
- 「自治組織代表者会」を設置し、代表者は、それぞれの区域で住民の意見をまとめ、総合振興センターとの連絡調整・意見交換を行います。

④ 効率的な行政運営

- 効率的な行政運営を図るための組織・機構の構築と職員の意識改革を推進し、新たな行政組織を確立します。
- 経営手法の確立や行政評価システム等の政策マネジメント機能の充実について検討します。

⑤ 健全な財政運営

- 財政計画に基づく事業の推進や財政分析を実施します。
- 財政構造の健全化や自主財源の確保に取り組み、計画的な財政運営を推進します。
- 事務事業の見直しや広域行政の推進によって、財政運営の効率化を図ります。

⑥ 行政サービスの向上

- 専門的知識をもつ職員の育成・確保等による専門性の高いサービスの提供や職員の資質向上によって、行政サービスの高度化を図ります。
- 窓口サービスの充実や電子自治体の推進によって、行政サービスの利便性の向上を図ります。
- 土日や夜間における行政窓口業務について検討します。
- 住民に対して、職員だれもが適切な行政サービスを提供するための手引きとして、行政事務対応マニュアルの作成を検討します。

(3) 地域拠点機能や施設の整備

① 地域拠点機能の整備

- 頓原、志々、赤名、来島の4地区に地区振興センターを設置し、地区単位で行政業務を行うとともに、地区ごとの独自性を活かした施策・事業の企画実施を行います。
- 地区振興センターと密接な連携を取り、地区振興センターごとの業務の全体的な調整を行う機関として、総合振興センターを整備します。

② その他の施設整備等

- 自治振興組織の活動拠点となる施設の整備や施設のネットワーク化を進めます。

施策分野	主要施策
(1) 「住民参画の3原則」に基づく意識改革と活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民が主体となったまちづくり意識の高揚 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の意識や連帯感の高揚 ・ まちづくり組織への住民参加と活動の活発化 ● まちづくり活動やNPO法人活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の主体的なまちづくり活動の支援 ・ まちづくり活動母体の育成
(2) 住民と行政の協働を進めるシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政と連携し協働で進める仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報の提供と情報公開 ・ 広聴活動の充実 ・ 政策形成に住民が参加する仕組みづくり ● 組織・体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合振興センター・地区振興センターの設置 ・ ワンストップサービスの実現に向けた取り組み ・ 自治振興組織活動支援 ● 住民と行政とが協働したまちづくりの制度づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区振興計画の策定と実行 ・ 自治組織代表会の設置 ● 効率的な行政運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な組織・機構の構築 ・ 職員の意識改革の確立 ・ 政策マネジメント機能の充実 ● 健全な財政運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政計画に基づく事業の推進 ・ 財政運営の効率化 ● 行政サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政サービスの高度化・利便性の向上 ・ 職員の資質の向上 ・ 窓口サービスの充実 ・ 電子自治体の推進 ・ 行政事務対応マニュアルの作成
(3) 地域拠点機能や施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域拠点機能の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区振興センターの設置 ・ 総合振興センターの設置 ● その他の施設整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治振興組織の活動拠点整備 ・ 施設のネットワーク化

7. 重点プロジェクト

新町の将来像の実現に向けて重点的に取り組むべき事項として、「豊かな自然を活かしたまち」、「安心して暮らせるまち」、「住民の参画によって育てるまち」の3つの分野ごとに「重点プロジェクト」を掲げます。

(1) 里山フィールドミュージアム推進プロジェクト

将来像に掲げる「豊かな自然を活かしたまち」を重点的に推進するためのプロジェクトを「里山フィールドミュージアム推進プロジェクト」とします。

① 「里山フィールドミュージアム構想」の策定

「里山フィールドミュージアム」の考え方は理念的であるため、実感として理解しにくい面があります。このため、この考えを住民に波及させるための取り組みが必要です。

そこで、住民の参画により自然観察会やワークショップなどの体験を通じて「里山フィールドミュージアム構想」を策定し、地域が有する里山の資源を知るとともに、里山空間を後世に継承するために必要な取り組みを検討します。

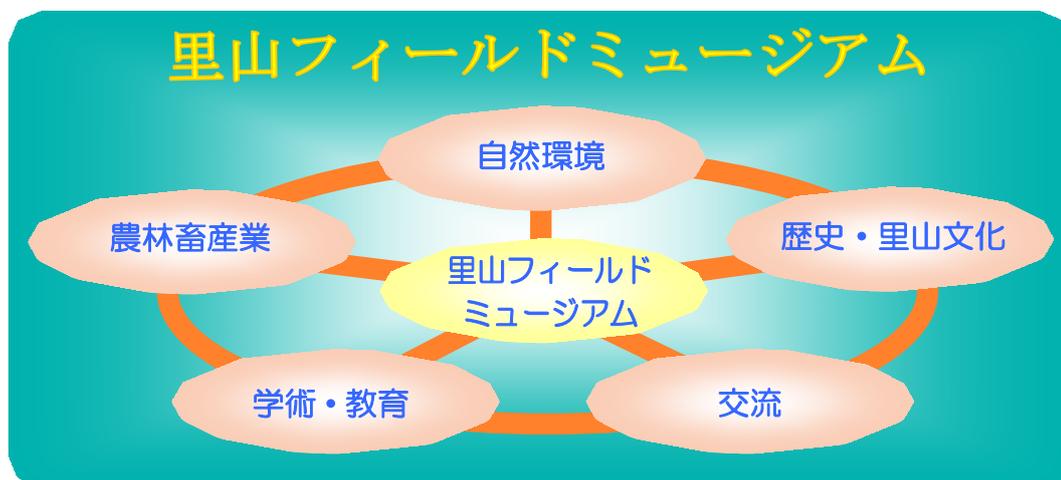
フィールドミュージアムを構成する要素や機能などについては、構想の策定段階で検討されますが、以下のようなイメージが考えられます。

■ 「里山フィールドミュージアム」の考え方

“生きた「生命地域」を体現できる博物館”

里山は、山から連なる水田や小川、集落も一体となって形作っており、人と自然が混在し、一つの輪につながっています。「里山フィールドミュージアム」は、人、動物、植物、昆虫などが「生命地域」で暮らす様子をそっくりそのまま展示・保存し、わたしたちのまちを丸ごと博物館にしようというまちづくりの考え方です。この考え方に基づいて、これらの地域の宝を後世に受け継いでいくため、住民自らがこの考え方を共有し、「里山フィールドミュージアム」づくりに取り組んでいこうというプロジェクトです。

■ 「里山フィールドミュージアム」を構成する要素のイメージ



■ 「里山フィールドミュージアム」の展開イメージ

「里山フィールドミュージアム」がどのように展開されるかについて例示すると、以下のイメージが考えられます。

● 各要素、各施設のネットワーク

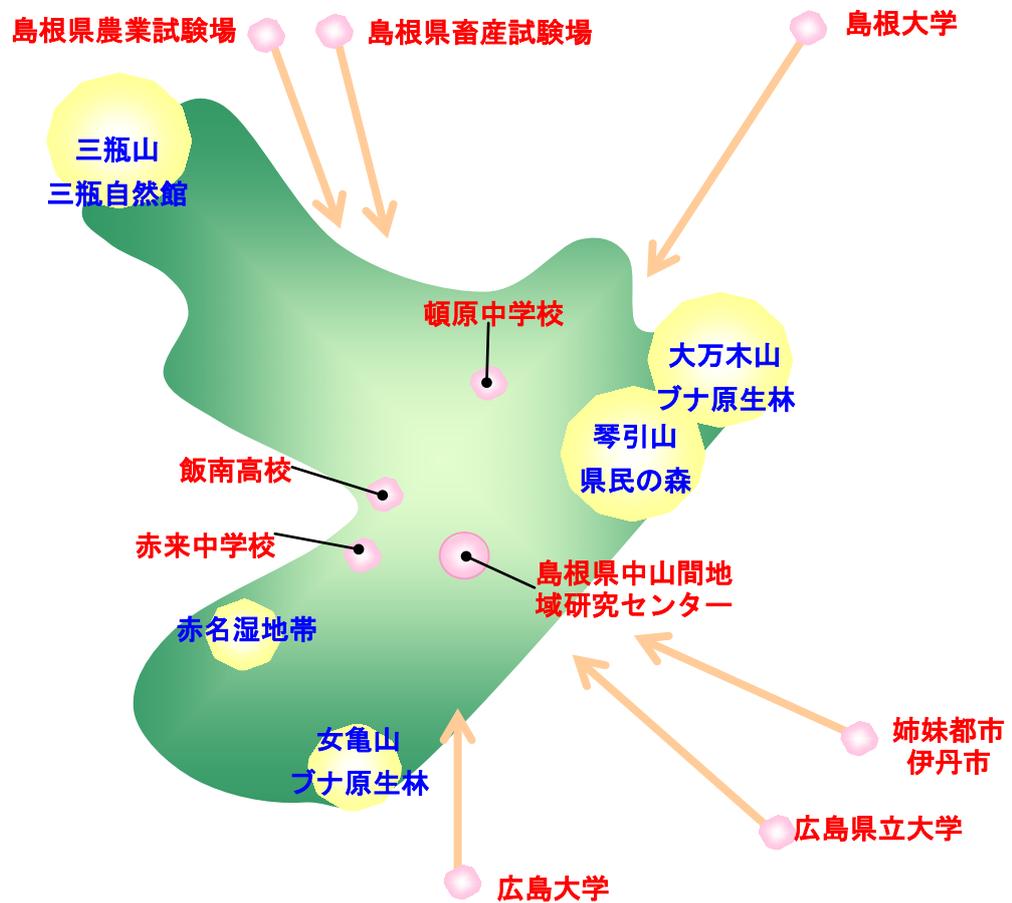
各要素、各施設をネットワークで結び、情報提供や発信、教室・研修・調査の企画や開催、地域内外の連携をマネジメントします。

● 地域住民の創意と工夫による地域づくり

地域の人々の知識や能力を結集し、創意と工夫により地域資源を活かした地域づくりに取り組んでいきます。

● 交流の促進

地域外の方と地域住民の交流や、地域外の方同士の交流によって、新しい仲間づくりのきっかけを生みだします。



② 地域の特性を活かした農林畜産業の推進

「里山フィールドミュージアム」の考え方に沿って、環境に配慮し、以下に示す地域の特性を活かした農林畜産業を推進します。

● 地域イメージの向上と活用

農産物生産地帯としてのイメージの向上を図り、農産物の販売に結びつける取り組みを行います。

《対策例》

- 農地とその周辺の景観の維持・保全
- 堆肥や有機物の施用による土づくり
- 低農薬低化学肥料による栽培
- 耕畜連携による生産体制

● 産地としてのブランドの確立

米をはじめとして農産物全般について、新町の農産物をアピールしていくために質の高い農産物の生産地帯形成を目指します。

《対策例》

- 品質の優位性を活かした販売戦略の確立
- 栽培技術・つくり方重視による品質の高位平準化
- 特産的米づくり
- 栽培管理と品質管理の徹底
- トレーサビリティの徹底
- 土づくりの推進

● 循環型農業の推進

農業の持続性、農産物の安全性、また、農業や農産物のイメージの向上の点から資源の有効利用等、現状に適合した循環型農業の構築を目指します。

《対策例》

- 堆肥センターの活用
- 堆肥の品質の向上と均一化
- 堆肥等を活用した栽培管理と指導体制の確立
- 耕種農家と畜産農家の連携
- 地域内外へのPR

● 地産地消の推進

地産地消の取り組みについては、安全性の確保や地域の一体性の醸成、また、高齢者の生産活動への参加等、農業収益以外の効果も期待できます。

産地直売（所）の運営、地域内施設での地元農産物の消費、地域の生産者と消費者との連携等、その取り組みを推進します。

《対策例》

- 生産量確保の取り組み
- 栽培指導と調整機能の整備
- 産直市の広域的ネットワーク化
- 施設間の連携と情報の共有化

● 農産物の付加価値化

生産(1次)、加工(2次)、販売(3次)のそれぞれの過程で付加価値をつけるための取り組み、また、これらを組み合わせることによる農産物の付加価値化を促進します。

また、地域全体としての質の向上により、産地としての付加価値化を図り、地域農産物を差別化していく取り組みを行います。

《対策例》

- 生産段階における安全性の確保
- 品質の向上と一定化の推進
- 栽培過程の公表
- 従来農家で行われていた加工技術の活用
- 量の少なさを戦略とする販売
- 異業種連携による事業展開
- 地域ブランドの確立

● 推進にあたって検討すべき事項

- 地域の担い手としての農業経営体の育成
- 農地保全と地域資源の活用
- 農業支援システムの構築とネットワーク化
- 自給農家の役割と機能

(2) 生活サポート推進プロジェクト

将来像に掲げる“安心して暮らせるまち”を重点的に推進するためのプロジェクトを「生活サポート推進プロジェクト」とします。

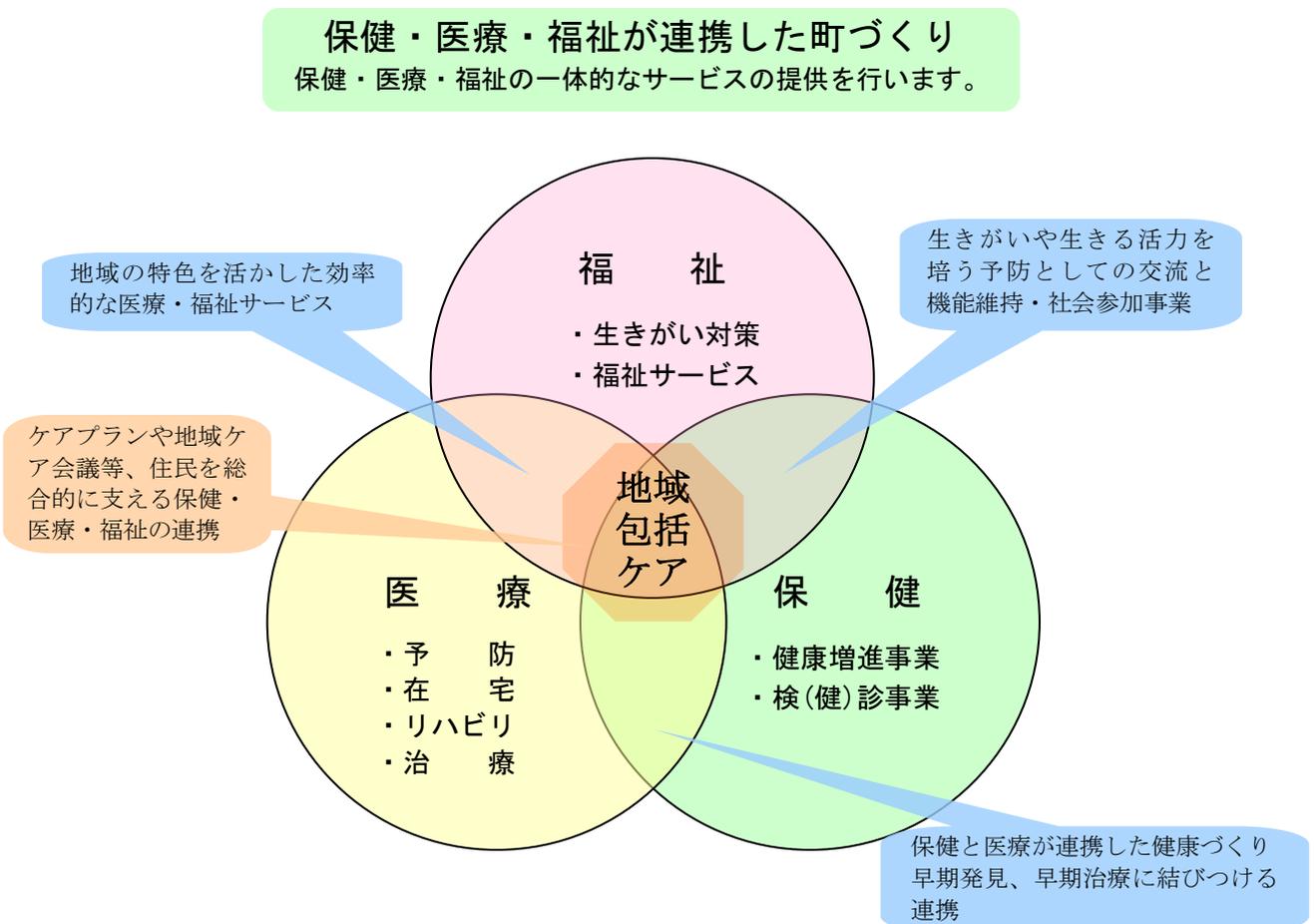
本町では過疎化と高齢化が進行しています。町では“安心して暮らせるまち”に向けて、子どもから高齢者・障害者等まで全ての住民が安心して暮らすことができるまちを目指していますが、なかでも高齢者等に対する生活サポートが重要となっています。

そこで、「生活サポート推進プロジェクト」として以下にあげる3つの事項を掲げます。

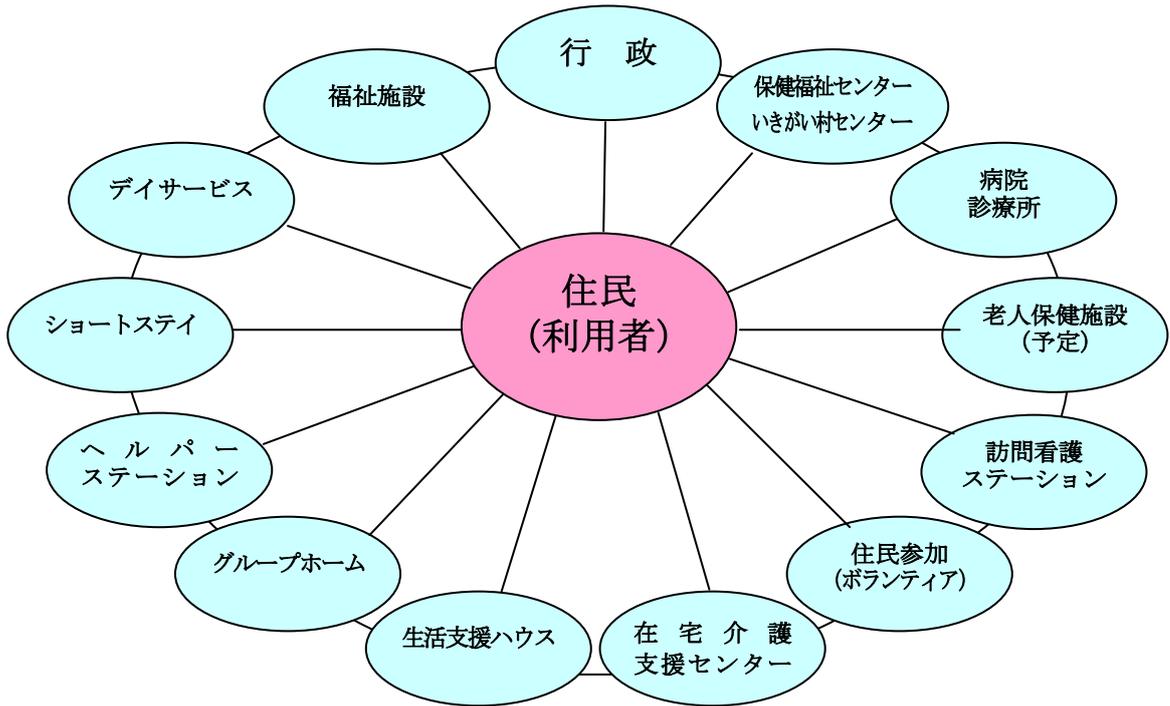
- 地域包括ケアシステムの構築
- 公共交通システムの構築
- 地域情報化の推進

① 地域包括ケアシステムの構築

今後、「予防からリハビリテーション」までの一貫した取り組みが必要となってきます。多様な問題を抱えている町民ニーズに応えるために、保健・医療・福祉の各部門のスタッフが連携し、総合的に推進できるネットワーク体制をつくり、地域のネットワークとつなぎ、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。



■ 地域包括ケアシステムの概念



② 公共交通システムの構築

現行の公共交通をより効果的なものにし、また、新たな取り組みを導入して住民の生活利便性を総合的に充実させるため、以下に示す事項について検討を進め、公共交通システムを構築します。

● 生活の結節点の形成

- 地区ごとの結節点の整備
- 分野間の連携
- バスターミナルの整備
- どこからでも 30 分以内での結節点へのアクセス実現

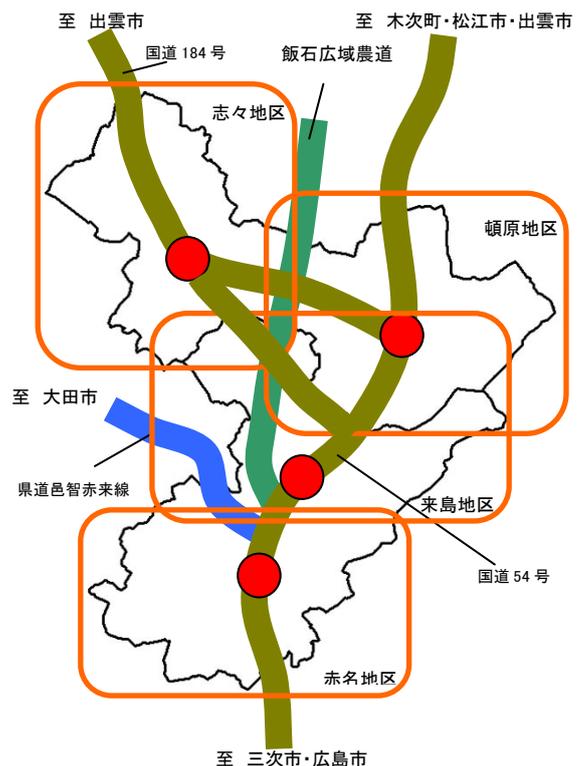
● 接続と連絡

- 休日運行
- 広域路線の利用促進
- CATV を活用したバス乗り継ぎ情報の発信

● 交通システムの構築

- 地区ごとに「住民生活充実部会」の設置
- バス料金の統一
- バスの限界をカバーする手段の検討

■ 地区ごとのゾーンと結節点の想定例



③ 地域情報化の推進

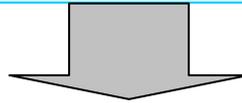
情報通信技術の革新と地域への拡がりは、地域における生活や産業振興に大きな影響を与え始めています。この地域が、情報通信分野の遅れから、地域内及び地域外との生活や経済等の面で、格差を生み出すことがないように、地域情報化を推進します。

地域情報化とは、地域において生活、経済活動を行う住民、事業者等が家庭、事業所等において、CATV等の情報通信基盤を利用した色々なサービスの提供を受けられたり、行政への参加が行える仕組みです。

地域情報化の推進方策として、以下の方向性を検討していきます。

地域情報化の検討テーマ

- 双方向通信によるCATVの活用策
- 携帯端末を利用した情報化策
- 携帯電話の不感地域の解消策



取り組みの方向性

CATV利用による情報化の促進

- 地上波デジタル放送開始による基盤の整備
- CATV基盤を利用した※コンテンツの拡充
- 携帯端末による情報通信基盤の整備
- 高速インターネットの環境整備
- 地域イントラネットの整備

CATVの充実

- 運営体制の整備
- 自主制作番組の充実
- インターネットコンテンツ（ホームページ）の提供
- CATVを利用した地域情報ネットワークシステムの整備

行政システムの運用

- 住民への情報公開
- 電子自治体の整備

「地域情報化計画」の策定と実施

※ コンテンツ …… テキスト、写真、音楽、映像等、伝える情報の中身のこと。

(3) 地域運営推進プロジェクト

将来像に掲げる「住民の参画によって育てるまち」を重点的に推進するためのプロジェクトを「地域運営推進プロジェクト」とします。

行政と住民自治組織の連携を進めるための、行政機構、住民自治組織を構築します。

■ 行政機構

行政の役割と責任の所在を明確にし、住民との連携を進めるため、必要な行政機構を構築します。

● 業務および組織編成の分化

総合振興センターと地区振興センターの両方について、業務内容および組織を次の2つに分け、行政の責務の実効性を確保します。

- ▶ 地域振興業務……地域振興に関する業務
- ▶ 実務業務……法定受託事務等の調整および総務に関する業務

	総合振興センター	地区振興センター
役割	総合振興センターは、地区振興センターと密接な連携を取り、地区振興センターごとの業務の全体的な調整を行います。さらに全町にまたがる業務、広域的業務、国県等との連絡調整を行います。	頓原、志々、赤名、来島の4地区に地区振興センターを設置し、地区単位で行政業務を行うとともに、地区ごとの独自性を活かした施策を企画立案し、事業展開を図ります。
業務内容	<p>地域振興業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区振興計画のとりまとめ・調整、住民活動支援など ▶ 保健・医療・福祉、産業振興、定住対策、建設・土木など ▶ 広聴広報、情報通信など <p>実務業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 税、戸籍、住民基本台帳、外国人登録など ▶ 庶務、人事、給与、財政、管財など 	<p>地域振興業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区振興計画の策定・実行・チェックなど ▶ 地区振興会との連携、住民活動支援、都市交流など ▶ 農林業、商工業など産業の支援・振興など ▶ U・Iターン対策、生活住条件の整備など <p>実務業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民サービス・行政手続などの窓口業務

● 他団体との関係

総合振興センターおよび各地区振興センターは、個々に行政窓口機能を設けるだけでなく、周辺機関・施設（病院、診療所、保健福祉センター、公民館、金融機関、郵便局、商店など）と密接な連携を取りつつ業務や機能の集積を行います。これにより、地区のなかで日常生活の用件や手続きが1ヶ所で完結する「ワンストップサービス」の実現が期待されます。

■ 住民自治組織

住民が行政と連絡・調整を図り、自発性に基づいて検討や活動を実施することをねらいとして、地区ごとに次の組織の設置を検討します。

● 地区振興会

▶ 活動内容

- 広報など行政の伝達事項の通知（行政連携型活動）
- 住民の声のとりまとめ（行政連携型活動）
- 住民活動の検討・決定・行動（住民自主型活動）

▶ 構成・機構

- 主として地区内の自治区・自治振興会の代表者によって構成され、これに関連機関が連携をとる。
- 地区によっては、関連機関も構成員とし、組織間で横断的な連絡調整を行う役割を有することも考えられる。
- 地区振興会の機構として、会長、副会長、会計、監査、部会（部会長）などが考えられる。

● 地区振興計画策定検討委員会

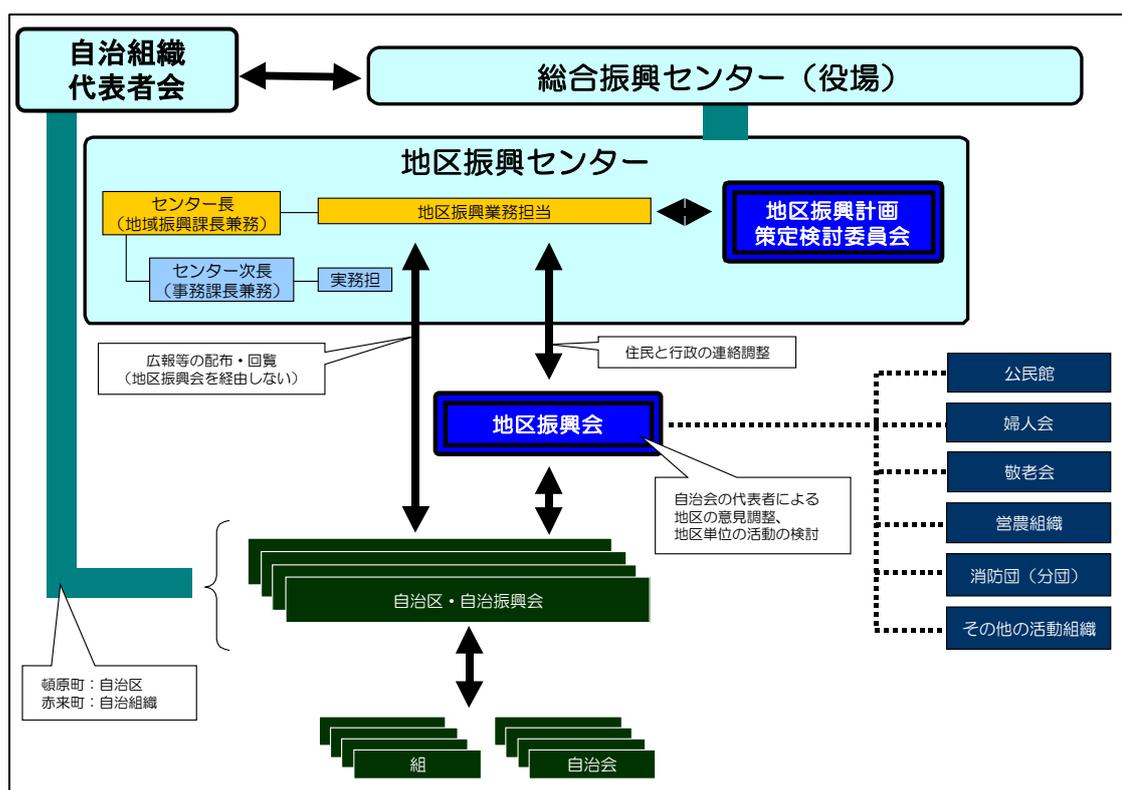
▶ 役割

- 地区振興計画の策定と実行に関するチェックを行う委員会を設置する。
- 基本的には地区振興センターの諮問機関として位置づけるが、住民が自主的に組織・運営することも検討する。

▶ 委員の構成と事務局

- 委員は、自治区や自治振興会の代表、地区で活動を行っている団体、地区住民相互の推薦や選挙などで選定することとし、地区ごとに選定の方法が異なってもよい。
- 地区振興センター内に委員会の事務局を置く。
- 地区振興会と委員構成が重複する場合は、いずれかに組織をまとめることも考えられる。

■ 新町における住民組織と住民・行政の連携パターン(案)



VI. 新町における島根県事業の推進

1. 県事業の推進

新町は、合併後の一体感を高めるため、本計画に掲げられた県事業の重点的な実施が図られるよう努力するとともに、事業推進に向けて関係機関と協議を行い実施します。

2. 新町における県事業

(1) 国道の整備

- 国道 184 号改良事業

(2) 県道の整備

- 一般県道佐田八神線改良事業
- 一般県道吉田頓原線改良事業

(3) 砂防、急傾斜地崩壊対策、治山事業

- 奥掛川通常砂防事業
- 宮の前川通常砂防事業
- 井戸谷地区急傾斜地崩壊対策事業
- 治山事業

(4) 農林業の振興

- 中山間地域総合整備事業（飯石南地区）
- 地域開発関連ほ場整備事業（角井地区）

(5) 県民の森整備

- 林道小田線の改良整備

VII. 公共施設等の統合整備

公共施設等の統合整備については、住民の生活に急激な変化を及ぼさないように十分な配慮を行い、新町全体の地域性やバランス、そして新町の財政状況などを十分考慮しながら検討していくものとします。

○ 地域拠点の整備

頓原町の中心市街地活性化計画及びTMO構想、赤来町のまちづくり拠点整備構想を新町に引き継ぎ、計画的に地域拠点を整備し、住民の利便性の確保を図ります。

○ 地区振興センターの配置

頓原、志々、赤名、来島の4箇所に地区振興センターを配置して、行政サービスの充実を図るとともに、住民自治活動を支援します。

Ⅷ. 財政計画

1. 総論

新町の財政計画は、合併後も現状の行政サービス水準が維持できるよう、また新町建設計画で定められた基本施策を計画的に実施していくために策定します。

本計画では現行制度を基本にしつつ、合併に伴う特例措置等を反映し、合併後の財政推計を行います。両町の合併は、公債費負担適正化計画策定団体間の合併であり、起債制限比率、起債現在高比率など公債費指数が他の自治体に比較して高い水準にあります。新町においても、新たな公債費負担適正化計画を遵守した上で普通建設事業の計画的な執行に努めます。

具体的な計画期間は、合併後の平成 17 年度から平成 31 年度までの 15 年間とし、平成 17 年度から平成 23 年度までの決算額及び平成 24 年度決算見込額をもとに、国の行財政改革等の動向を注視しながら普通会計ベースで算定しています。

2. 策定方法

【歳入】

(1) 地方税

人口の減少や景気の低迷等を考慮し、平成 23 年度決算額を基本に前年度比 0.2%から 1.5%減として推計。ただし、固定資産税の家屋分は評価替となる年度を前年度比 7%減とし、それ以外の年度を前年度比 0.2%増として推計。また、たばこ税について、平成 24 年度は上半期の実績を考慮して減額し、平成 25 年度以降は人口減による販売本数の減少を考慮して前年度比 1.5%減として推計。

(2) 地方交付税

普通交付税は、公債費・事業費補正分については個別に積み上げて推計。さらに、人口や学校における児童・生徒数などの基礎数値を推計し、平成 24 年度の算定方法を用いて平成 25 年度以降の交付税額を推計。また、合併から 10 年が経過する平成 27 年度以降は、合併算定替と一本算定との差額を段階的に差し引いて推計。

特別交付税は、平成 24 年度収入見込額を基本に平成 25 年度及び平成 26 年度は前年度比 15%減、平成 27 年度以降は前年度比 2%減として推計。

(3) 国庫支出金・県支出金

障がい者福祉関係は平成 23 年度決算額を基本に前年度比 5%増、児童福祉関係は前年度比 2%減、高齢者福祉等については同額程度で推計。また、道路整備や施設整備などの投資的経費分は個別に積み上げて推計。

(4) 地方債

臨時財政対策債は、町税や普通交付税の試算に併せて推計。それ以外の町債は、平成 22 年度に策定した過疎計画を基本に個別に積み上げて推計。

(5) その他

その他の歳入については、原則これまでどおりで見込んでいますが、使用料の中で保育料については、少子化に伴う影響を考慮しています。

【歳 出】

(1) 人件費

一般職は平成 24 年度予算額を基本に 1 人当たりの人件費を算出し、その額に定員管理計画の職員数を乗じて推計。ただし、平成 28 年度以降は前年度比 2%減として推計。特別職給与については、平成 23 年度決算額を基本に積み上げて推計。議員報酬は平成 25 年度の定数削減を考慮して推計。

(2) 物件費

物件費は平成 23 年度決算額を基本に平成 26 年度まで前年度比 2%減、平成 27 年度以降は前年度比 3%減、平成 31 年度以降は前年度比 4%減として推計

(3) 扶助費

障がい者福祉関係は平成 23 年度決算額を基本に前年度比 5%増、児童福祉関係は前年度比 2%減、高齢者福祉等については同額程度で推計。

(4) 補助費等

一部事務組合負担金、公営企業補助負担金、債務負担行為に基づく後年度負担額については、見込額を積み上げて推計。その他の経費は、平成 23 年度決算額を基本に平成 27 年度まで前年度比 1%減、平成 28 年度以降は前年度比 2%減として推計。

(5) 公債費

平成 23 年度以前借入分は、繰上償還額と繰上償還による次年度以降の影響額を考慮して推計。新規借入分償還については、現行の借り入れ条件に基づく償還方法で積み上げて推計。

(6) 普通建設事業費

平成 24 年度から平成 27 年度までは、過疎計画を基本に個別に事業費を積み上げて推計。平成 28 年度以降は道路整備事業や造林事業などの継続的な事業を積み上げて推計。

(7) その他

出資金については、病院事業会計出資金等を考慮して積み上げて推計。貸付金は、貸し付けが見込まれる事業について個別に積み上げて推計。

【歳入】															単位:百万円	
区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
地方税	500	479	523	532	535	519	517	501	506	502	491	487	483	473	469	
地方譲与税	125	144	100	96	91	88	85	80	80	78	76	75	73	72	70	
利子割交付金	6	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
地方消費税交付金	55	55	53	50	51	51	49	48	50	50	50	50	50	50	50	
自動車取得税交付金	34	30	29	26	18	14	12	15	15	14	14	14	14	14	14	
地方特例交付金	12	9	3	5	10	13	13	1	1	1	1	1	1	1	1	
地方交付税	3,663	3,790	3,834	3,968	4,029	4,236	4,119	4,191	3,839	3,781	3,696	3,493	3,390	3,259	3,155	
普通交付税	3,127	3,157	3,241	3,388	3,492	3,628	3,511	3,555	3,374	3,386	3,309	3,114	3,018	2,895	2,798	
特別交付税	536	633	593	580	537	608	608	636	465	395	387	379	372	364	357	
交通安全対策特別交付金	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
分担金及び負担金	64	97	76	83	83	87	71	73	59	58	58	58	58	58	58	
使用料	95	92	76	74	77	80	83	85	82	79	79	78	76	75	73	
手数料	5	6	6	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
国庫支出金	369	810	1,479	922	1,057	1,026	683	610	476	426	402	302	305	307	310	
県支出金	502	617	666	426	897	588	578	498	356	317	324	332	314	320	336	
財産収入	15	12	23	13	20	10	13	16	11	11	11	11	11	11	11	
寄付金	0	5	0	11	18	6	2	8	3	3	3	3	3	3	3	
繰入金	227	357	463	22	111	49	71	50	43	41	41	61	151	181	151	
繰越金	170	150	128	203	140	144	135	41	50	37	31	30	31	34	38	
諸収入	316	131	139	202	195	151	262	145	151	193	191	189	189	187	186	
地方債	1,042	1,424	532	596	1,278	1,405	1,019	995	1,283	824	1,335	771	526	521	491	
歳入合計	7,201	8,214	8,136	7,239	8,620	8,477	7,721	7,366	7,014	6,424	6,812	5,964	5,684	5,575	5,425	

【歳出】															単位:百万円	
区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
人件費	1,117	1,033	1,033	948	886	871	926	850	857	835	816	809	789	772	768	
物件費	560	536	535	529	660	715	748	761	747	728	706	700	672	649	628	
維持補修費	97	53	70	78	71	127	110	94	105	106	106	106	106	106	101	
扶助費	286	303	320	311	296	360	384	456	390	395	399	404	409	414	420	
補助費等	962	1,023	924	1,066	1,192	1,330	1,237	1,267	1,082	1,089	1,062	1,091	1,051	1,031	1,012	
普通建設事業費	1,324	1,081	511	777	2,037	1,579	1,458	1,055	1,410	952	1,510	826	576	578	554	
災害復旧事業費	88	868	1,641	450	170	222	175	184	65	65	65	65	65	65	65	
公債費	1,815	1,964	2,010	1,765	1,622	1,833	1,799	1,633	1,481	1,444	1,336	1,258	1,279	1,227	1,198	
積立金	174	307	182	493	738	582	21	211	4	4	4	4	4	4	4	
投資及び出資金	83	72	93	104	173	62	40	43	58	50	51	49	46	45	45	
貸付金	37	321	48	29	27	17	46	22	9	9	9	9	9	9	9	
繰出金	508	524	567	548	605	645	735	682	769	716	718	612	644	637	586	
歳出合計	7,051	8,085	7,934	7,098	8,477	8,343	7,679	7,258	6,977	6,393	6,782	5,933	5,650	5,537	5,390	

【収支】															単位:百万円	
形式収支	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
形式収支	150	129	202	141	143	134	42	108	37	31	30	31	34	38	35	

【基金】															単位:百万円	
基金取崩額	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
基金取崩額	227	357	462	20	106	46	68	48	46	30	30	50	140	170	141	
基金積立額	174	307	182	493	738	582	21	211	4	4	4	4	4	4	4	
基金残高	1,943	1,893	1,613	2,087	2,718	3,255	3,208	3,371	3,329	3,303	3,277	3,231	3,095	2,929	2,792	
うち財調	457	307	208	458	515	618	618	618	618	618	618	618	618	618	588	
うち減債	733	534	249	249	478	797	816	916	815	815	815	815	815	785	755	
うち特目	753	1,052	1,156	1,380	1,725	1,840	1,774	1,837	1,896	1,870	1,844	1,798	1,662	1,526	1,449	